

# NARA CREDIT GUARANTEE REPORT 2023

奈良県信用保証協会レポート



企業とともに未来を拓く

奈良県信用保証協会

## ごあいさつ



### 奈良県信用保証協会 会長 松谷 幸和

平素は、奈良県信用保証協会の業務運営に対しまして、皆様から格別のご高配を賜っておりますことに厚く御礼申し上げます。

このたび、当協会における令和4年度の事業活動および今年度の経営計画等についてご報告するディスクロージャー誌「奈良県信用保証協会レポート2023」を作成いたしました。本誌を通じて、より多くの皆さまに当協会の業務及び取組みについてご理解いただくとともに、信用保証制度のご利用にお役立ていただければ幸いに存じます。

さて、新型コロナウイルスの感染法上の位置づけも季節性ウイルスと同等の5類感染症へ移行され、およそ3年続いたコロナ禍にもようやく出口が見えてまいりました。今後、我が国の社会経済活動の正常化は加速するものと期待され、奈良県経済におきましても本格的な回復から新たな成長の軌道に乗せていく時期に差し掛かっているものと認識しております。一方で、コロナ禍やウクライナ情勢の長期化による原油・原材料価格等の物価高騰、円安の影響も大きく、依然として厳しい状況下にある中小・小規模事業者も数多くおられます。

このような状況を踏まえ、当協会では、金融機関や各支援機関と一体となって、適切かつ効果的な経営支援を図るべく、県内中小・小規模事業者の金融円滑化、事業活動の創造・維持・発展をサポートし、地方創生に努めてまいります。今年度におきましても、県内中小・小規模事業者のお悩みや、人・物・金・情報など経営資源の慢性的な不足に真摯に向き合い、資金繰り支援に万全を期すとともに、保証協会のコーディネート力の充実とハブ機能の発揮を図り、皆さまに伴走する形で経営・創業支援や事業承継支援に努めてまいります。

また、昨年度に行ったSDGs宣言に基づく持続可能な開発目標の趣旨に賛同するとともに、「企業とともに未来を拓く」という理念のもと、信用保証協会の公共性と社会的責任、セーフティネット機能としての重要な役割を強く認識しつつ、業務に邁進する所存です。

今後も役職員一丸となって、業務の効率化、コンプライアンス態勢の強化にも十分留意し、県内経済や雇用を支える中小・小規模事業者への支援に全力で取り組み、信用保証を通じた社会課題の解決に取り組んでまいりますので、当協会の取組みに一層のご理解とご支援を賜りますよう、よろしく御礼申し上げます。

令和5年7月

# NARA CREDIT GUARANTEE REPORT 2023

## Contents

■ 奈良県信用保証協会の概要	2
■ コンプライアンス態勢	4
■ 個人情報保護	6
■ 信用補完制度のしくみ	8
■ 中期事業計画	10
■ 年度経営計画	12
■ 当協会の主な取組み	16
■ 信用保証の動向	26
■ 2022年度決算	30
■ 信用保証業務の概要	34
■ 役員名簿	40
■ 組織機構図	41
■ 事務所のご案内	42

# 奈良県信用保証協会の概要

## プロフィール

令和5年3月31日現在

法人格	信用保証協会法に基づく特殊法人
基本財産	216億円
保証債務残高	33,439件 4,386億円
保証利用企業者数	16,423企業
常勤役員	5名
職員	66名
事務所	奈良市法蓮町163番地の2

## あゆみ

昭和24年12月3日	「財団法人奈良県信用保証協会」設立認可 事務所 奈良市橋本町16番地（南都銀行内）
昭和27年7月5日	事務所移転 奈良市東向中町8番地（県森林組合連合会内）
昭和28年11月1日	事務所移転 奈良市東向中町6番地（大和経済倶楽部内）
昭和29年7月15日	信用保証協会法に基づく法人組織変更認可 名称「奈良県信用保証協会」
昭和47年11月25日	新事務所落成 新事務所：奈良市法蓮町163番地の2
12月4日	新事務所業務開始
平成6年7月1日	高田支店開設 事務所：大和高田市幸町2番地33号（奈良県産業会館内）
令和4年3月31日	高田支店廃止
令和4年4月1日	高田相談室開設



奈良県信用保証協会

## 基本理念

事業の維持、創造・発展に努める中小企業者に対して公的機関として、その将来と経営手腕を適正に評価することにより、企業の信用を創造し、「信用保証」を通じて、金融の円滑化に努めるとともに、相談・診断・情報提供といった多様なニーズに的確に対応することにより中小企業の経営基盤の強化に寄与し、もって中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献します。

## 基本方針

経営の発展に努める中小企業者の現状を把握し、そのニーズに的確・迅速に対応するとともに、当協会の経営基盤の充実を図り、革新性や創造性を発揮できる人材の育成に努め、信用補完機関としての機能を十分に果たします。

- ① 適正保証の推進
- ② 期中管理への柔軟な対応
- ③ 実状に則した求償権回収
- ④ 業務改善と効率化の推進

## シンボルマーク

平成26年度創立65周年の記念事業の一環として、当協会職員がシンボルマーク・キャッチフレーズを考案しました。



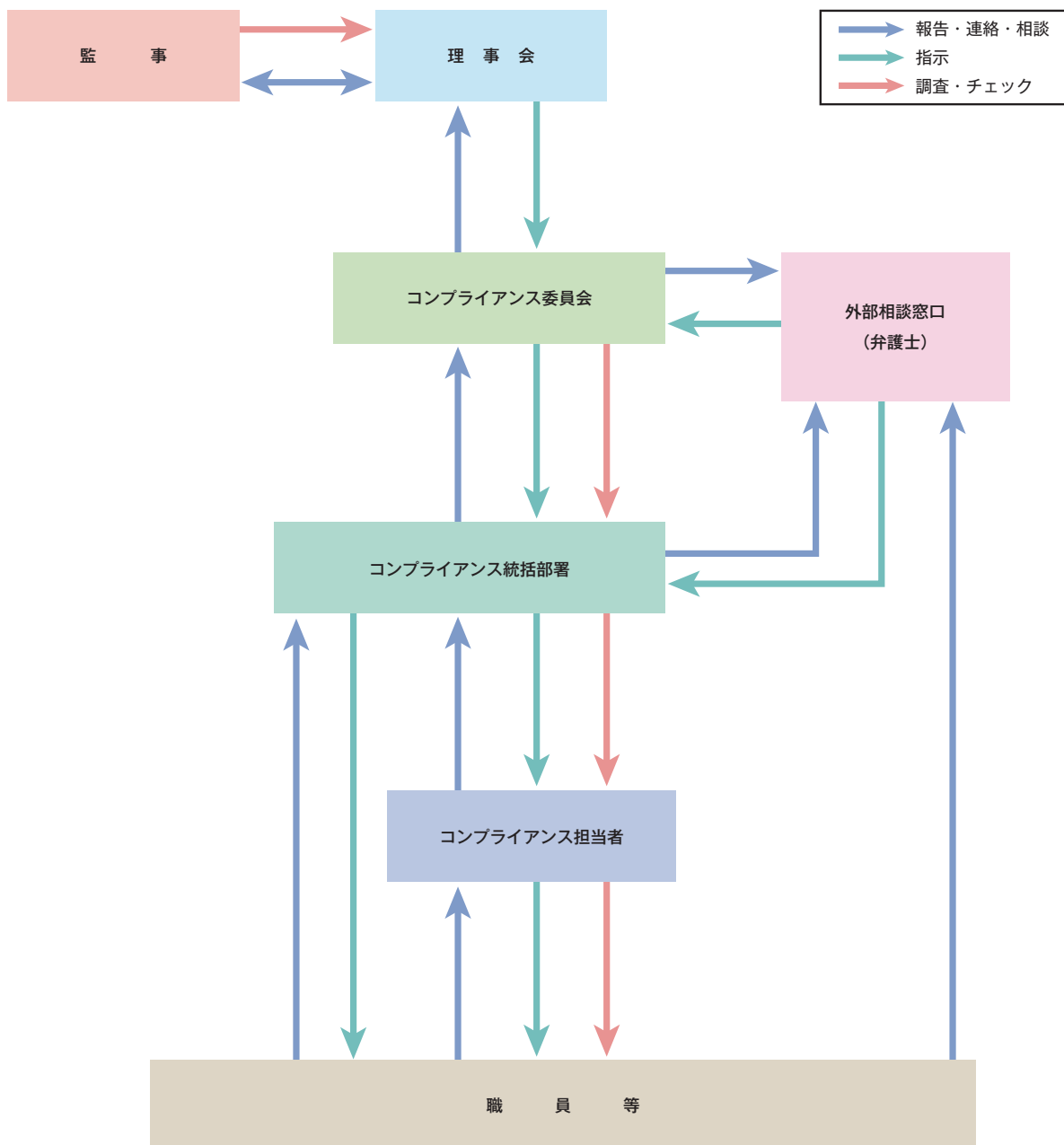
# コンプライアンス態勢

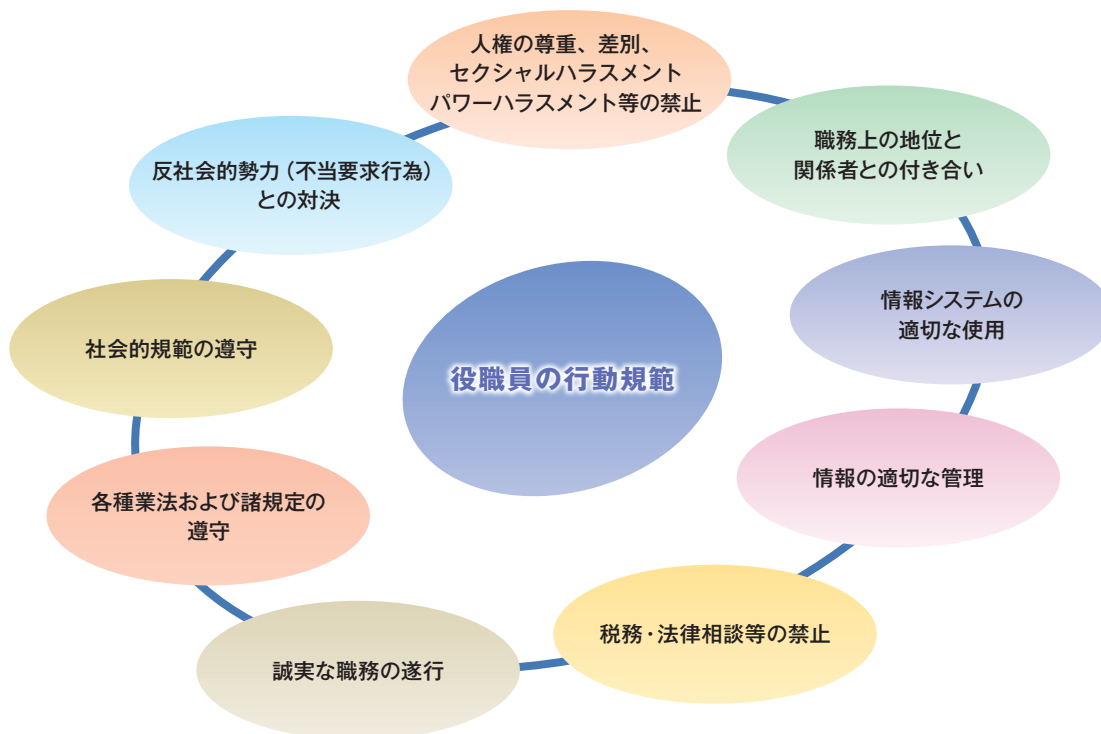
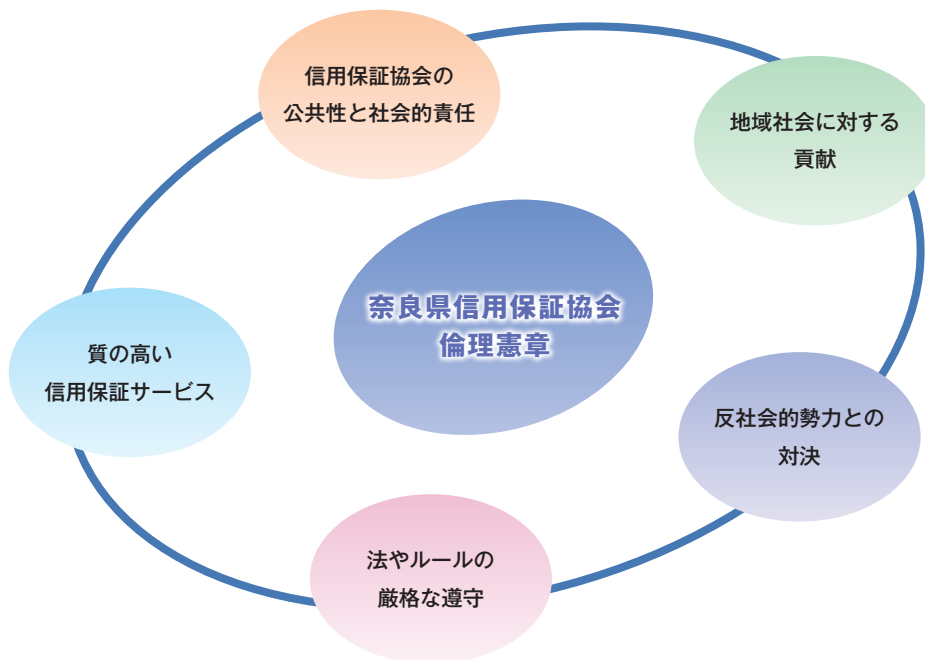
奈良県信用保証協会は、公的使命と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じ揺るぎない信頼を確立するため、当協会役職員はコンプライアンスの実践に積極的に取り組んでいます。

このコンプライアンスを実践していくために「奈良県信用保証協会倫理憲章」を定め、「具体的行動規範」に基づいて行動しています。

また、コンプライアンスを推進するため、コンプライアンス委員会を設置するとともに、統括部署を定めコンプライアンス・マニュアルの整備や実践状況の把握に努めています。

## コンプライアンス組織体制図





# 個人情報保護

## 個人情報保護宣言

奈良県信用保証協会は信用保証協会法（昭和28.8.10法律第196号）に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくこととなりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

### （1）個人情報に関する法令等の遵守

当協会は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）などの法令およびガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

### （2）個人情報の取得・利用・提供

- ・当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- ・取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- ・取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。
- ・お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

### （3）個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・技術的安全管理措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

### （4）個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

### （5）個人データの委託

- ・当協会は、個人情報保護法第23条第4項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- ・委託する場合には適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。



## (6) 保有個人データの開示・利用目的の通知

- ・法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データの開示およびその利用目的の通知を求めることができます。
- ・請求の方法は当協会窓口に着用してある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口を持参（または郵送）ください。
- ・個人データの開示および利用目的の通知につきましては実費相当額（1件につき300円）をいただきます。

## (7) 保有個人データの訂正・削除、利用停止、第三者提供の停止

- ・当協会が保有する個人データに誤りがある場合は下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、訂正または削除いたします。
- ・お客様の個人情報を不適切に取得し、又は目的外に利用している場合には下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの利用停止いたします。
- ・お客様の個人情報を個人情報保護法第23条に違反して第三者に提供している場合には、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの第三者提供を停止いたします。
- ・(6)(7)の具体的な手続につきましては当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の8.(3)「開示等の求めに応じる手続等に関する事項」をご覧ください。

## (8) 質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

## (9) 開示・利用目的の通知・訂正・利用停止・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口等について

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は以下のとおりです。

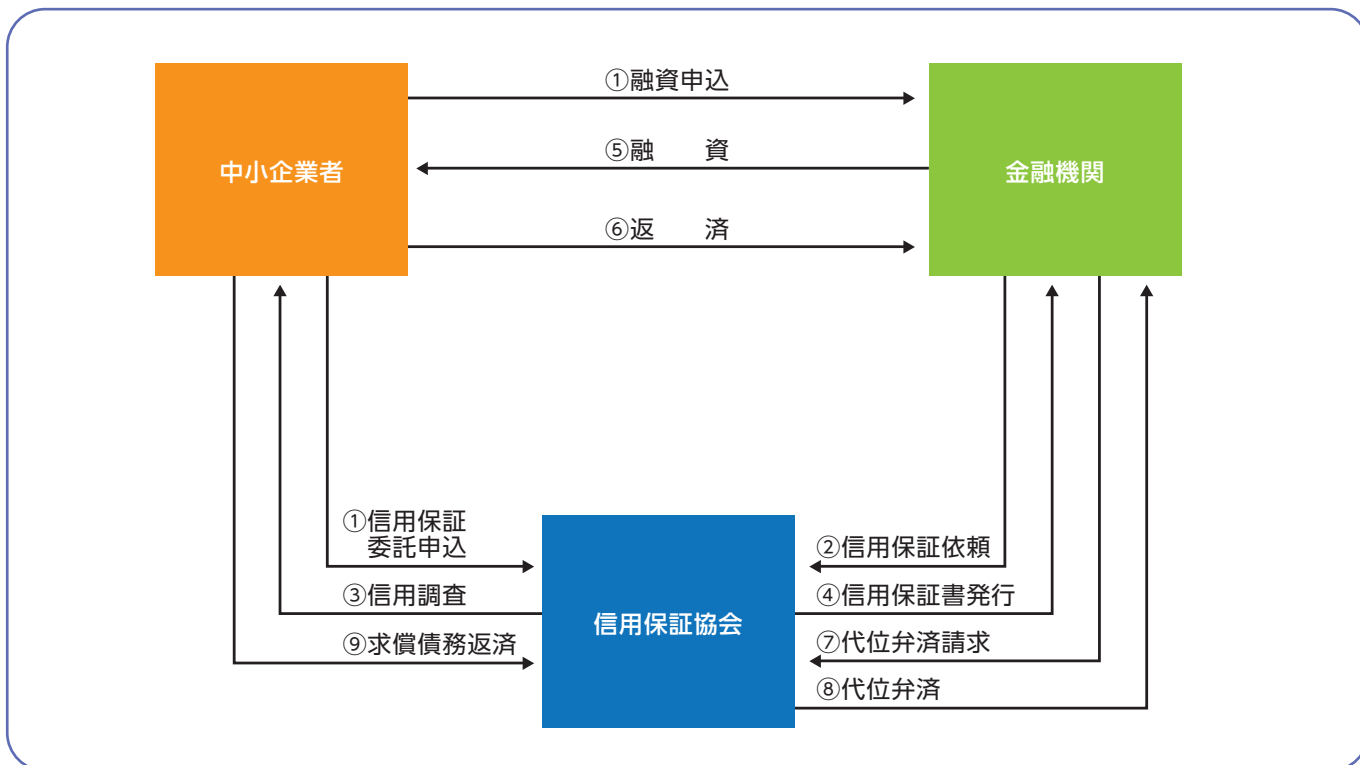
**住 所** 奈良市法蓮町163番地の2 **電話番号** 0742(33)0551 **部 署 名** 総務企画部



# 信用補完制度のしくみ

中小企業・小規模事業者が金融機関からの事業資金の融資を受ける際に債務を保証する信用保証制度と、これを国が出資する(株)日本政策金融公庫によって再保険する信用保険制度が連結した制度を信用補完制度といいます。

## 信用保証制度のしくみ



- ① 中小企業者は、保証協会または金融機関に信用保証委託申込書による申込みをします。一部の保証制度においては、市町村の商工担当課でも申込をすることができます。
- ② 金融機関は、協会に信用保証の依頼をします。
- ③ 協会は、申込みのあった中小企業者に対して信用調査をします。
- ④ 協会は、審査の結果、信用保証を適当と認めた場合は保証を引き受けし、金融機関に対して信用保証書を発行します。
- ⑤ 金融機関は、信用保証書に基づいて中小企業者に融資をします。このとき中小企業者は、所定の保証料を、金融機関を通じて協会へ納めます。
- ⑥ 中小企業者は、借入契約にしたがって金融機関へ借入金を返済します。
- ⑦ 中小企業者が倒産等によって借入金の返済ができなくなった場合、金融機関は協会に対して代位弁済の請求をします。
- ⑧ 協会は、この請求に基づき、中小企業者に代わって借入金の残債務を金融機関に支払います。これを「代位弁済」といいます。
- ⑨ 協会は、中小企業者に対する求償権を得て債権者となり、中小企業者は、協会に対して求償債務を返済することとなります。

## 信用保険制度のしくみ



- ① 協会が中小企業者のために金融機関に対して行う債務の保証について、原則としてすべて保険関係が成立する旨の契約を協会と公庫との間で締結します。
- ② 協会が一定要件を備えた信用保証を行った場合は、①の契約に基づいて公庫に保証通知を行うとともに信用保険料を支払います。
- ③ 協会が金融機関に対して代位弁済した場合は、この事実を公庫に通知(事故通知)し、公庫に保険金を請求します。
- ④ 協会は、この請求に基づいて、公庫から保険の種類ごとに定められたてん補率(代位弁済額の元金の70%~90%)で保険金を受領します。
- ⑤ 協会は、保険金受領後に求償権を回収した場合は、てん補率に応じて公庫に回収金を納付します。

# 中期事業計画

## 中期事業計画（令和3年度～令和5年度）

### 業務運営方針

奈良県信用保証協会は、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況にある中小企業・小規模事業者（以下適宜「中小企業者」という。）に対し、「信用保証」を通じて、金融の円滑化に努めるとともに、経営支援に対する取り組みの意識改革を図り、従来にも増して経営支援を推進します。

そのためには、(1)中小企業・小規模事業者の実情に応じた適切な支援の充実・強化、(2)地域に密着した業務の推進、(3)人事と組織の活性化等が重要と認識し、諸施策を実施します。

こうした取り組みにより、中小企業者の成長発展のみならず事業の持続的発展を支援し、ひいては、地域経済の持続的な成長と活性化に貢献します。

以上を踏まえ、令和3年度から令和5年度までの3ヵ年間に於いて、業務上の基本方針について、次に掲げる事項を主要項目として積極的に取組みます。

### （1）中小企業・小規模事業者の実情に応じた適切な支援の充実・強化

#### ① 新型コロナウイルス感染症拡大に起因する資金繰り支援の強化

・新型コロナウイルス感染症拡大により様々な影響を受けた中小企業者に対し、地方自治体や金融機関等と連携し、個々の実情に応じた適切かつ柔軟な支援を提供します。

#### ② 経営支援・創業支援の充実・強化

・引き続き創業前の相談から中小企業者のライフステージに応じた各種保証制度や専門家派遣制度等を活用しつつ、迅速かつ効果的な支援を実施します。

#### ③ 事業承継の円滑化支援・事業再生支援の充実・拡充

・事業承継の課題を抱える中小企業者に対して、「事業引継支援センター」、「奈良県事業承継ネットワーク事務局」等関係機関と連携するとともに、各種事業承継保証制度の利用を促進し、事業承継支援の充実・拡充を図ります。

#### ④ 中小企業者の経営改善・生産性向上に向けた取組の推進

・中小企業者の安定的な資金調達を支援し経営改善・生産性向上に資するため、金融機関との対話により当該企業への支援方針を共有することで、保証付き融資とプロパー融資を組合せ、適切なりスク分担に柔軟に対応します。

#### ⑤ 円滑な撤退の支援

・経営改善や事業再生、事業承継の先行きが見通せない中小企業者に対しては、経営者自らが廃業を望む場合には、円滑に廃業できる支援を講じます。

#### ⑥ 地方創生等への貢献を果たすための取組の推進

・地域に密着した公的性質を有する保証協会として、地方自治体や金融機関等との連携を図りながら、地方創生に一層の貢献を果たしていくための取組を推進します。

#### ⑦ 経営支援関連データの蓄積と分析及び活用

・引き続き経営支援関連データを蓄積していくとともに、その効果の分析を行い活用することで、経営支援のさらなる充実を図ります。

#### ⑧ 回収の合理化、効率化

・代位弁済時の初動および回収見込みの見極めの早期化を徹底し、求償権債務者の資産・負債の状況に応じた柔軟な措置を行います。

・完済見込みのない定期弁済を継続している求償権保証人に対し、「一部弁済による連帯保証人債務免除ガイドライン」を活用し、回収の最大化を図ります。また、回収の見込みのない求償権債務者については、速やかに管理事務停止を実施し、求償権整理を進めて回収の効率化を行います。

#### ⑨ 求償権先の再生支援

・代位弁済後も事業を継続しながら誠実に返済を履行している場合や、再チャレンジを目指す求償権債務者には、求償権消滅保証、または、「経営者保証ガイドライン」を活用し、求償権整理を行うことによる再チャレンジの支援を行います。

## (2) 地域に密着した業務の推進

### ① 中小企業者との接点強化

- ・中小企業者への企業訪問や対話を通じ、経営実態の把握に努め、中小企業者の視点に立ったタイムリーな信用保証を提供します。

### ② 金融機関・関係機関等との連携強化

- ・金融機関及び関係機関との勉強会や事例研究会などを継続的に開催することにより、金融機関・関係機関等の担当者と中小企業者の支援状況の情報やノウハウを共有することにより連携を強化します。

### ③ 金融機関紹介の取組体制の推進

- ・複数の金融機関と取引があり、十分な資金供給を得られない中小企業者に対し、当協会が仲介役となり、円滑な資金供給や経営改善支援などに取り組みます。

### ④ 経営者保証に依らない保証の推進

- ・経営者保証に依らない保証の推進を目的とした「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、金融機関の支援状況も踏まえ、ライフステージに応じた適切かつ柔軟な運用を引き続き推進します。

### ⑤ 顧客満足度向上

- ・中小企業者の協会利用状況を踏まえ、迅速な保証対応に努めるとともに、ライフステージに応じた各種支援に取り組み、「トータルサポートのできる保証協会」を目指します。

### ⑥ 広報活動の充実

- ・ホームページやSNS、月報、各種メディアにより計画的かつ積極的に広報活動を展開することにより、協会が果たしている役割や経営支援の内容などの具体的な取組みを広く発信します。

## (3) 人事と組織の活性化

### ① 組織の活性化と強化

- ・将来の協会運営を見据え、長期的な視点にたって計画的な職員の採用を行うとともに、現状の組織の課題や問題点を抽出・把握し、デジタル化やアウトソーシングなど合理的・効率的な組織体制の構築に着手します。

### ② 人材育成による組織力の強化と職員の資質向上

- ・信用保証及び関連の幅広い知識を持ち行動できる職員を育成するため、担当業務や経験年数に応じ外部研修に積極的に参加するとともに、内部研修やOJTを通じ職員の資質向上に努め、組織力の向上を図ります。

## (4) その他

### ① 役職員のコンプライアンス態勢の徹底

- ・コンプライアンス統括部署を中心に、「コンプライアンス・プログラム」を計画的かつ確実に実行し、遵守状況の把握、諸施策の評価及びコンプライアンスマニュアルの整備状況を監視するとともに、コンプライアンス違反の起こらない環境を堅持し、コンプライアンスの徹底を図ります。

### ② 内部検査の実効性向上

- ・内部検査においては、ムリ・ムダ・ムラの観点から事務効率化やリスク管理に繋がる、提案型の検査体制を推進していきます。

### ③ 危機管理体制（BCP）の強化

- ・大規模災害やその他の緊急事態に備え、業務運営に支障をきたすことのないよう、「事業継続計画（BCP）」について、具体的な運用を確認する訓練などの実施により、その実効性を高めます。

### ④ 反社会的勢力排除の推進

- ・公知情報を中心に反社会的情報の収集を継続し、データベースの充実を図ります。また、関係機関と連携を図り、反社会的勢力の排除を行います。

# 年度経営計画

## 令和5年度経営計画

### 1. 経営方針

#### 1. 業務環境

##### ① 奈良県の景気動向

財務省近畿財務局奈良財務事務所が発表した奈良県内経済情勢報告（令和5年1月判断）では、個人消費は緩やかに回復しつつあり、生産活動は原材料価格高騰の影響がみられるものの回復傾向にあることに加えて、雇用情勢についても改善しつつあることから、県内経済は「持ち直している」としています。

しかし、世界的な金融引き締め等が続く中、海外経済の下振れが景気の下押しリスクとなっていることや、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響には十分注意する必要があります。

##### ② 中小企業・小規模事業者を取り巻く環境

令和4年（1月から12月）の県内企業の倒産状況（負債額1,000万円以上）は、東京商工リサーチの調べによると倒産件数81件で対前年比109.4%（7件増）、負債総額76億円で対前年比161.7%（29億円増）と、件数・負債総額ともに前年を上回りました。

全国値においては、令和4年の企業倒産件数（6,428件）は、3年ぶりに前年を上回ったものの、2年連続の6,000件台に止まりました。また、負債総額（23,314億円）は、5年ぶりに前年を上回り、2017年（平成29年）以来の2兆円超えとなりました。これは、一件の大口民事再生案件（負債額11,330億円）が負債総額を押し上げ、負債総額のほぼ半分（48.5%）を占めたことが大きな要因ではありますが、依然として小規模倒産を主体とした推移が続いており、奈良県内においても同様に引き続き予断を許さない状況です。

#### 2. 業務運営方針

奈良県信用保証協会は、長期にわたった新型コロナウイルス感染症や、ウクライナ情勢などに伴う世界的な原油価格や物価の高騰等により、大きな打撃を受けた中小企業・小規模事業者（以下適宜「中小企業者」という。）の事業継続に向けた資金繰りを支援するとともに、事業承継や生産性向上といった構造的な問題に対する支援にも取り組んでいきます。

金融支援はもとより、各中小企業支援機関とも緊密に連携しながら、適切な支援体制を構築し、支援施策を充実させることで、中小企業者の持続的発展・成長をトータル的にサポートし、地域経済の回復と活性化に貢献していきます。

また、保証協会は公的機関であるとの使命を認識し、中小企業者の利便性向上に寄与するため、組織の活性化、デジタル化を積極的に推進していきます。

以上を踏まえ、令和5年度における業務部門の基本方針を以下のとおりとしました。

##### ① 保証部門

3年超にわたる新型コロナウイルス感染症及び昨今の物価高等の影響を受け、多数の中小企業者が依然として厳しい状況下にあります。

役職員による金融機関等への訪問、相談、説明会を積極的に行い、日常的な対話を通じて金融機関とも適正なりリスク分担に努めます。また、金融機関との連携を通じて、事前相談制による提携保証を活用し、事業者が求める資金需要に迅速に対応します。加えて、「伴走支援型特別保証」等の経営改善に係る保証制度を中心に政策保証も推進し、中小企業者個々の実情に応じた資金繰り支援に注力します。

更に、経営者保証に依存しない保証推進を目的とした「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、ライフステージに応じた適切かつ柔軟な運用を推進します。

##### ② 期中管理・経営支援部門

長期化したコロナ禍の影響で困窮する中小企業者に対し、引き続き事業継続・経営再建に注力できるよう、金融機関や関係機関と連携し個々の実情に応じた迅速な経営支援を行います。また、ポストコロナ社会に向けた中小企業者の新たな事業の取り組み等を支援するべく、専門家派遣事業を通じたコンサルティング型の経営支援にも更に注力します。

また、事業承継支援においては、「奈良県事業承継・引継ぎ支援センター」との連携協定を締結したことにより、相互のネットワークを活用した事業承継支援メニューを提案し、実践していきます。後継者の育成にも取り組み、事業承継に課題を抱える企業に対し、セミナーの開催や「事業承継特別保証制度」の活用を推進します。

創業支援においては、創業を目指す方の不安や疑問等をヒアリングしながら伴走型の支援を行い、創業前から創業後まで一貫した支援体制により、創業支援の充実を図ります。さらに、創業者向けのセミナーの開催や支援機関等が主催するセミナー、創業塾へ講師として参加するほか、出張相談を行うなど保証協会業務や創業関連保証制度の説明、創業前支援を周知し、保証利用の推進に取り組みます。特に令和5年3月に創設された、創業時における経営者保証を非徴求とする「スタートアップ創出促進保証制度」については、金融機関との連携強化により円滑に運用を行います。

##### ③ 回収部門

コロナ禍の長期化及び原油価格や物価が高騰した影響を受け、疲弊した中小企業者が経営破綻することによる代位弁済の増加が予想されることから、期中管理部門との連携を密にし、早期に回収可能性を見極めます。また、回収を取り巻く環境は、第三者保証人の原則非徴求や有担保求償権の減少、法的整理の増加に伴い、年々悪化し厳しさが増してきていることから、回収見込みがない求償権については、時宜を逸することなく適正に管理事務停止を行うなど、より効率性を重視し、適正な管理回収に努めます。

また、事業継続中の求償権債務者や再チャレンジを目指す求償権債務者については事業再生の可能性を探り、再生が見込める先には求償権消滅保証等により積極的に再生支援に取り組みます。

## 2. 重点課題

### 保証部門

#### ①現状認識

新型コロナウイルス感染症の影響がこれまで長期に及んできたところですが、足下では、新型コロナの感染症法上の位置づけについて、5類感染症とされます。そのような状況下、我が国の社会経済活動の正常化は加速するものと思われ、地域経済についても本格的な経済回復、新たな経済成長の軌道にのせていく時期にあるものと認識しています。

他方、依然として厳しい状況下にある中小企業者が数多く存在することも事実です。特にコロナ禍における経済対策として導入された実質無利子・無担保の制度融資、いわゆる「ゼロゼロ融資」が多くの中企業者で据え置き期間が終了、返済開始を迎えようとしており、信用保証協会による資金繰り支援への期待感が一層高まっていることも認識しています。

このような認識の下、中小企業者に対しモニタリングやフォローアップを積極的に行い、新たな資金需要に迅速な対応ができる体制を強化すると同時に、中小企業者の状況によっては「伴走支援型特別保証制度」等を活用した借り換え提案を適切に行う必要があります。また、金融機関及びその他支援機関との連携を強化し、各中小企業者のライフステージに応じた支援の拡充強化に取り組むことも必要です。

#### ②具体的な課題

- 1) 新型コロナウイルス感染症拡大やウクライナ情勢に起因する資金繰り支援の強化
- 2) 地方創生等への貢献を果たすための取組の推進
- 3) 中小企業・小規模事業者との接点強化
- 4) 金融機関、関係機関等との連携強化
- 5) 金融機関紹介の取組体制の推進
- 6) 経営者保証に依存しない保証の推進
- 7) 顧客満足度の向上

#### ③課題解決のための方策

- 1) 新型コロナウイルス感染症拡大やウクライナ情勢に起因する資金繰り支援の強化
  - ・新型コロナウイルス感染症拡大等により様々な影響を受けた中小企業者に対し、地方自治体や金融機関・商工会議所・商工会等と連携し、「伴走支援型特別保証」や「各種提携保証」の推進、経営支援メニューの提案を行う等個々の実情に応じた適切かつ柔軟な支援を提供します。
- 2) 地方創生等への貢献を果たすための取組の推進
  - ・地域に密着した公的性質を有する保証協会として、地方自治体や金融機関、商工会議所、商工会等との連携を図りながら、地方創生に一層の貢献を果たしていくための取組を推進していきます。
- 3) 中小企業・小規模事業者との接点強化
  - ・中小企業者への実態調査、モニタリング等あらゆる機会を通じ、接点を強化することで、信頼関係の構築、経営実態の把握に努め、個々の実情に応じた適切かつ柔軟な支援を提供します。
- 4) 金融機関・関係機関等との連携強化
  - ・金融機関及び関係機関等との勉強会や情報交換会などを継続的に開催することにより、連携強化を図り、相談、診断、情報提供といった多様なニーズに的確に対応します。
- 5) 金融機関紹介の取組体制の推進
  - ・十分な資金供給を得られない中小企業者に対し、当協会が仲介役となり、円滑な資金供給や経営改善支援などに取り組みます。
- 6) 経営者保証に依存しない保証の推進
  - ・経営者保証に依存しない保証の推進を目的とした「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、金融機関の支援状況も踏まえ、ライフステージに応じた適切かつ柔軟な運用を引き続き推進します。
- 7) 顧客満足度の向上
  - ・中小企業者の協会利用状況を踏まえ、迅速な保証対応を行うとともに、ライフステージに応じた各種支援に取り組み、「トータルサポートのできる保証協会」を目指します。

### 期中管理・経営支援部門

#### ①現状認識

長引くコロナ禍の影響や、物価高による厳しい経営環境下にあることに加え、年々深刻化する人手不足や後継者不在問題等の様々な課題が、中小企業者の大きな負担となっています。このような苦境にある事業者に対し、休業や企業倒産を抑制する役割を果たす存在として、期中管理・経営支援の重要性は増してきています。特に、ゼロゼロ融資の据え置き期間満了後の返済対応に苦慮する事業者に対し、経営戦略の見直し等の支援を行うことが急務であると認識しています。金融機関をはじめ関係支援機関と連携・役割分担を図りながら、金融支援及び経営支援による一体支援を強力に推し進める必要があります。

創業支援においては、経営者保証を求める慣行が創業意欲の阻害要因になっている可能性を踏まえ、新たに創設された創業時における経営者保証を非徴求とする「スタートアップ創出促進保証制度」を推進する必要があります。

# 年度経営計画

## 期中管理・経営支援部門

### ②具体的な課題

- 1) 経営支援、創業支援の充実、強化
- 2) 事業承継の円滑化支援、事業再生支援の充実、拡充
- 3) 中小企業・小規模事業者の経営改善、生産性向上に向けた取組の推進
- 4) 円滑な撤退の支援
- 5) 経営支援関連データの蓄積と分析及び活用

### ③課題解決のための方策

- 1) 経営支援、創業支援の充実、強化
  - ・引き続き創業前の相談から中小企業者のライフステージに応じた各種保証制度や専門家派遣制度等を活用しつつ、迅速かつ効果的な支援を実施していきます。
  - ・コロナ禍の長期化により中小企業者が直面しているさまざまな課題に対し、当協会が有する各支援機関とのネットワークや連携協定を締結している関係機関と協力し、適時適切な経営支援に積極的に取り組みます。
  - ・創業時における経営者保証を非徴求とする「スタートアップ創出促進保証制度」を金融機関との連携強化を図りつつ、推進していきます。
- 2) 事業承継の円滑化支援、事業再生支援の充実、拡充
  - ・「奈良県事業承継・引継ぎ支援センター」との連携協定を締結したことにより、相互のネットワークを活用した事業承継支援メニューを提案し、実践していきます。また、後継者の育成にも取り組みます。
  - ・「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」については、その趣旨を十分踏まえて適切に対応していきます。
- 3) 中小企業・小規模事業者の経営改善、生産性向上に向けた取組の推進
  - ・生産性向上に資する事業計画作成や資金調達を支援し、金融機関との情報や支援方針を共有することで、保証付き融資とプロパー融資を組み合わせて、適切なりリスク分担に柔軟に対応していきます。
- 4) 円滑な撤退の支援
  - ・経営改善や事業再生、事業承継の先行きが見通せない中小企業者において、自らが廃業を望む場合には、円滑に廃業できる支援を講じます。
  - ・従業員承継やM&A等、事業存続の可能性を探りつつ、最善の支援を行います。
- 5) 経営支援関連データの蓄積と分析活用
  - ・経営支援の効果測定のため、McSS、ローカルベンチマーク等の経営支援関連データを蓄積していくとともに、その効果の分析を行い活用することで、経営支援のさらなる充実を図ります。

## 回収部門

### ①現状認識

これまでゼロゼロ融資による資金繰り支援や各種助成金の効果もあって、事業者の倒産・廃業数は抑制されてきましたが、中小企業者の経営環境は業種によっては今なお非常に厳しい状況にあり、令和4年度末には延滞や廃業等の事故発生が増加しつつありました。今後は、さらに過剰債務に疲弊した企業の経営破綻による代位弁済の増加が懸念される処です。

そうしたなか、無担保求償権や第三者保証人のない求償権の増加及び債務者等関係人の高齢化などにより、回収環境は年々厳しさが増えています。そのため、新規代位弁済案件の回収方針を早期に見極められるよう、債務者等の資産・収入などを含め実情を早期に把握し、回収の可能性を判断したうえで、迅速かつ効率的な債権管理・回収を行うことが不可欠です。

### ②具体的な課題

- 1) 回収の合理化、効率化
- 2) 求償権先の再生支援

### ③課題解決のための方策

- 1) 回収の合理化、効率化
  - ・代位弁済後の初動対応  
代位弁済後1ヶ月以内のアプローチを実施し、回収可能性の見極めを行い、反応のない求償権債務者には法的手続を検討します。また、早期回収、約定締結の可能性のある先について期中部門から情報を取得し、代位弁済前に期中管理担当者と帯同し、早期回収、回収の最大化に努めます。
  - ・一部弁済による保証債務免除ガイドラインの対応  
生活弱者、少額弁済者など将来的に完済見込みのない案件について、求償権債務者の資産・生活状況を聴取し、分割返済も含めた柔軟な保証債務免除の提案を行います。
  - ・求償権のスリム化  
弾力的な損害金減免の提案実施や将来に亘り回収見込みがない案件などを、積極的に管理事務停止・求償権整理を行い、求償権のスリム化を図ります。
- 2) 求償権先の再生支援
  - ・求償権先の再チャレンジ支援  
事業継続中の求償権債務者について、決算書(申告書)を徴求するとともに業況把握に努め、業界の動向や債務者の意向を聴取しながら求償権消滅保証の可能性を探ります。
  - ・事業の成長性を見極め、求償権消滅保証が可能と判断した求償権債務者には、専門家(税理士、中小企業診断士等)をマッチアップし、経営サポート会議による求償権消滅保証に積極的に取り組みます。



## その他間接部門

### ①現状認識

中小企業金融の円滑化という社会的使命を担う公的機関として、コンプライアンス態勢をより一層推進するとともに、SDGsへの取り組みにより環境問題をはじめとする社会的課題の解決に貢献する必要があります。

また、ホームページや動画配信を活用し、当協会の取り組みや支援の最新情報をわかりやすく迅速に発信します。その他、経営支援事例や地域で活躍する中小企業者を紹介するなど、地域の事業活動に有益な情報発信に努め、顧客サービスの向上を図る必要があります。

加えて、時代に即した人材育成による組織力の向上を図ること、また、健全性確保のため、業務の生産性の向上を図る必要がありますと認識しています。

### ②具体的な課題

- |                          |                   |
|--------------------------|-------------------|
| 1) 広報活動の充実               | 5) 内部検査の実効性向上     |
| 2) 組織の活性化と強化             | 6) 危機管理体制(BCP)の強化 |
| 3) 人材育成による組織力の強化と職員の資質向上 | 7) 反社会的勢力排除の推進    |
| 4) 役職員のコンプライアンス態勢の徹底     |                   |

### ③課題解決のための方策

- 1) 広報活動の充実
  - ・保証協会利用者・潜在利用者及び関係機関のニーズを意識しながら、保証制度や経営支援など当協会の様々な取り組みについて各種広報媒体等による効果的な情報を発信します。
  - ・金融機関から寄せられる質問をホームページ上の専用ページに掲載することで利便性を図ります。また、注目点を動画配信により、視覚的にも親近感の向上を図ります。
  - ・令和4年4月のSDGs宣言に基づき、引き続き地域や社会への貢献に取り組みます。
- 2) 組織の活性化と強化
  - ・保証業務に関するデジタル化の促進により業務の生産性向上や合理化につながる仕組みやシステムの活用積極的に取り組みます。
  - ・将来的な人員の構成を勘案し、継続的な採用を実践します。
- 3) 人材育成による組織力の強化と職員の資質向上
  - ・信用保証、経営支援等広範化する業務に対応し、信頼される公的機関として、十分な業務運営を行うことができるよう職員の能力開発・人材育成に取り組みます。
- 4) 役職員のコンプライアンス態勢の徹底
  - ・コンプライアンスプログラムを計画的に実践し、コンプライアンス委員会では、プログラムの実践状況を評価及び問題点の改善策を検討するなど、不祥事件やハラスメント問題が発生しない職場環境づくりに取り組みます。
- 5) 内部検査の実効性向上
  - ・内部検査は、不備問題事項の削減のため被検査部門との共同作業であることを念頭に置き、被検査部門とコミュニケーションを図りながら不備問題事項の原因究明及び事務効率化・生産性の向上につながる改善提案を行います。
- 6) 危機管理体制(BCP)の強化
  - ・自然災害や新型コロナウイルス感染症等の緊急事態発生時に備えた事業継続計画(BCP)について、保証協会を取り巻く環境変化に合わせて改訂を行うとともに、当該計画について職員への周知を徹底します。
  - また、安否確認システム(緊急連絡網等)を活用しながら、被災時に備えた実施訓練を行い事業継続計画(BCP)の実効性を高めます。
  - ・令和5年1月滋賀県信用保証協会と締結した「基幹システムに係る代理代表拠点の相互運営に関する業務協定書」に基づき、被災した場合には代理代表拠点(臨時事務所)において信用保証業務を継続して遂行するための訓練を実施します。
- 7) 反社会的勢力排除の推進
  - ・反社会的勢力排除のため、新聞記事、インターネット情報等の公知情報を中心に収集し、当協会データベースへ登録を行います。
  - また、「奈良県信用保証協会暴力団等排除対策協議会」を開催し、奈良県警察や奈良県暴力団追放県民センターとの連携強化を図り、反社会的勢力を排除します。

## 3. 保証承諾等の見通し

令和5年度の保証承諾等の主要業務数値(見通し)は、以下のとおりです。

項目	金額(百万円)	対前年度計画比
保証承諾	75,000	107.1%
保証債務残高	400,000	94.1%
代位弁済	5,000	100.0%
回収	700	77.8%

# 当協会の主な取組み

## 1. 保証推進の取組み

### ① 保証推進キャンペーンの実施

適正保証の推進を図るため、令和4年度に「タイムリー保証」「SDGs推進保証」「中小企業特定社債保証（SDGs貢献型）」「中小企業特別支援資金（事業承継枠）」「スタートアップ創出促進保証」を開始しました。

令和5年度は、適正保証の推進を図るために保証制度を改正しています。

**保証制度名** 「タイムリー保証」「SDGs推進保証」「中小企業特定社債保証（SDGs貢献型）」「無担保パワフル保証」「短期継続保証」



### ② 金融機関協力店舗感謝状贈呈について

前年度において県内中小企業の金融の円滑化並びに信用保証業務にご協力をいただいた金融機関に感謝の意を表し、感謝状の贈呈を行っています。



右 大和信用金庫 新庄支店 辻喜嗣支店長  
左 奈良県信用保証協会 松谷幸和会長



左 紀陽銀行 高田支店 藤井康栄支店長  
右 奈良県信用保証協会 松谷幸和会長

### ③ 金融機関・関係機関との連携体制の強化

金融機関へ訪問、意見交換会及び勉強会、県内信用金庫との事前相談会を行い、意見交換を行いました。また、商工会議所及び商工会との連絡会議や意見交換、経営指導員向けの勉強会も実施いたしました。

### ④ 連携協定の締結

○令和4年4月27日 公益財団法人奈良県地域産業振興センター(よろず支援拠点)



○令和4年9月13日 近畿経済産業局  
奈良県中小企業活性化協議会

### ⑤ 女性創業支援チーム「陽～kirari～」

創業を考えている女性及び創業後3年未満の女性創業者の支援を目的に、女性創業支援チーム「陽～kirari～」を令和2年4月に設立しました。同性ならではの感性や経験を活かして支援ができるよう取り組んでいます。



# 当協会の主な取組み

## 2. 経営支援・再生支援・創業支援の取組み

### ①「奈良県中小企業支援ネットワーク」

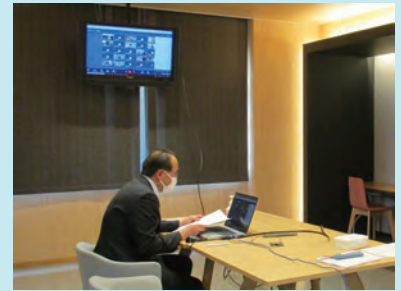
「奈良県中小企業支援ネットワーク」は、県内の中小企業者に対する経営支援策や再生事例などの情報を会員相互で共有し、協調して中小企業の再生支援に取り組むことで、県内経済の活性化に寄与することを目的としています。

当協会が事務局となり、平成24年8月に発足しました。

#### (i) ネットワーク会議の開催

定期的に参加機関における経営支援・再生支援等の取組みについて、事例報告や情報交換を行い、県内全体の経営改善スキルの向上に努めています。

新型コロナウイルスの影響により、WEB会議にて開催いたしました。



第22回 令和4年7月15日(金)

第23回 令和5年3月8日(金)

### ② 外部専門家の無料派遣事業

外部専門家派遣とは、当協会を利用いただいている事業者が抱える各種課題等について、専門的な知識と経験を有する外部中小企業診断士、税理士、社会保険労務士、公認会計士、行政書士、デザイナー、コーディネーター等を派遣することで課題の解決を図るものです。派遣回数は1案件あたり8回を上限とし、派遣費用は当協会が全額負担しています。

**なら専門家派遣事業**  
育 HAGUKUMI み

**経営のお悩み お聞かせください!**

頼れる専門家とマッチング。解決までサポートします。

**ご利用いただける方**  
保証協会を利用している中小企業者の方または、当協会を利用して創業を予定している方。

**専門家の派遣費用 無料**  
専門家派遣に係る費用については、一部のメニューを除き、保証協会が全額を負担します。

**経営改善**  
経営安定化支援事業  
○経営改善コース (ショート・ロング)  
○生産性向上コース (ショート・ロング)  
○安心経営コース  
○フォローアップコース  
○事業継承コース  
○事業計画モニタリングコース

**計画策定支援**  
○経営改善計画  
○生産性向上計画  
○事業承継計画

**創業支援強化事業**  
○創業支援コース  
○創業フォローアップコース

取扱期間 2023年4月1日～2024年3月31日 (当協会へ申込が必要)

**お客様のお悩み**

商品パッケージを新しくしたいけど、どんなのがいいの? 財務改善したいが、何から手をつければいいのか分からない。

売上増加に向けてのアドバイスや改善すべき点 (数字等での指標) を、教えていただきたい。 事業承継を考えているが、何も準備できていない。

**相談できる専門家**  
中小企業診断士・公認会計士・社会保険労務士・税理士・フードコーディネーター・パッケージデザイナー等

**派遣回数**  
最大、8回

**専門家派遣の流れ**

お申し込み後、当協会職員が事務局・店舗等にのびいきし、現状を確認します。 → 問題解決に最適な専門家を選定。 → 専門家派遣の実施。 → 派遣終了後、当協会職員がフォローアップを行います。

**明されたお客様の声**

同じ得意で悩んでいたため、意向を伺われ、無料でもっていただきました。しかも成果も出たためにもうかかりました。

具体的に社入れ先やプランニングまで教えてくださり、大助かりになりました。

事業を早くほしかったが、早い進捗も受け止めてくださり、感謝しております。

**企業とともに未来を拓く**  
**奈良県信用保証協会**

お問い合わせ先 経営支援部 経営支援課  
〒630-8668 奈良市法蓮町163-2 TEL 0742-33-0559  
【ホームページ】 <https://www.nara-cgc.or.jp> 奈良県信用保証協会 検索

### ③ 創業後のフォロー支援

当協会は、創業者様の経営安定化のために、創業後も一定期間の支援活動を継続しています。具体的には、創業関連の保証制度をご利用いただいたお客様に対し、営業開始後約6か月が経過した時点で、担当者が訪問若しくは面談をさせていただき、モニタリングを通じた伴走型の支援を行っています。

創業者様と共に経営課題に対する問題解決を図り、事業計画の達成を目指して取り組むことで、創業者様の成長と発展につなげることが目的です。

令和4年度は134社の創業者様にモニタリングを実施、サポートさせていただきました。



### ④ 創業塾へ講師参加

保証協会の役割及び保証制度、モニタリングやフォローアップの支援、専門家派遣事業等の説明を行い、当協会について理解を深めていただくことを目的に、奈良県内で開催された商工会議所・商工会をはじめとする支援団体主催の創業塾に当協会職員が講師として参加しております。

令和4年度は計13回参加しました。



### ⑤ ビジネス交流会への出展

当協会や信用保証制度をより多くの方に知っていただくため、関係機関が主催するビジネス交流会へ出展し、パンフレットや冊子等を配布してPRを行いました。

#### ●「大和ビジネス交流会」

主催：大和高田商工会

協力：広陵高田ビジネスサポートセンター

令和4年11月13日（日） 奈良県産業会館



# 当協会の主な取組み

## 3. 広報活動の取組み

### ① 公式LINEの活用

協会では、コミュニケーションアプリ「LINE(ライン)」の公式アカウントを開発しています。保証制度や創業・経営支援、各種イベントなどの情報を随時配信しております。

ぜひ、友だち登録してください。



LINE QRコード

### ② 保証四季報の発行

協会の統計資料やお知らせなどを掲載した保証四季報を四半期毎に発行しています。



### ③ 「信用保証ハンドブック」「パンフレット」「チラシ」の作成

協会の概要、保証制度、経営支援、創業支援の広報用リーフレットを作成しています。



### ④ 広告の掲載

関係機関の機関誌などへ定期的に公告を掲載しています。





# 当協会の主な取組み

## 4. SDGsの取組み

### ① SDGs宣言

奈良県信用保証協会は、令和4年4月1日に「企業とともに未来を拓く」という理念のもと、持続可能な開発目標(SDGs)の趣旨に賛同することを宣言し、信用保証協会の公共性と社会的責任を正しく認識し、信用保証を通じて地域経済の持続的発展に貢献いたします。

### ② SDGs制度の取扱い開始

持続可能な経済成長、産業化推進、パートナーシップの活性化へ貢献するために令和4年4月1日、SDGsに貢献する企業を応援するSDGs関連保証を2種創設しました。



SDGsの達成に取り組む中小企業を応援します！

### SDGs 推進保証

1 保証協会の保証対象業種に該当する中小企業  
2 保証協会の保証が要件変更等の適用除外でない  
3 SDGsに貢献する企業を行っている (SDGs貢献型) ※ 交付時より、業種別、業種別からの保証・保証を受けたい

保証限度額 3,000万円 (保証金額は100万円以上)

保証期間 10年以内 (保証1年以内)

保証対象業種 建設業・卸売業・運輸業・情報通信業 ※ 目標達成のための業種に限る

保証料 業種別 又は 分割返済

業種	1	2	3	4	5	6	7	8	9
保証料	0.36%~0.152%	0.36%~0.152%	0.36%~0.152%	0.36%~0.152%	0.36%~0.152%	0.36%~0.152%	0.36%~0.152%	0.36%~0.152%	0.36%~0.152%

申込に当たって留意  
・SDGs 貢献型の保証が必要  
・保証・保証料の中心業種 (ISO、業種別) 等の確認、保証料の算定、保証料の支払、保証料の滞り

奈良県信用保証協会

保証支援部 7430-0664 奈良県法務局163-2 TEL 0742-33-0552  
[8~16時] https://www.naragc.or.jp 奈良県信用保証協会

SDGs推進保証



SDGsの達成に取り組む中小企業を応援します！

### 中小企業特定社債保証 SDGs貢献型

1 保証協会の保証が1号要件〜3号要件のいずれかに該当する中小企業

1号要件	2号要件
11 保証限度額 3,000万円以上1億円未満	3 保証1年以上5年以内
12 保証対象業種 20%以上	20%以上
13 保証対象業種 10%以上	10%以上
14 保証対象業種 5%以上	5%以上
15 保証対象業種 3%以上	3%以上
16 保証対象業種 1%以上	1%以上

SDGsに貢献する企業を行っている 又は 行おうとしている

保証限度額 5,000万円  
保証期間 4年以内 (保証1年以内)

保証対象業種 2号〜7号  
保証対象業種 建設業、卸売業、運輸業、情報通信業  
保証料 業種別 又は 分割返済

業種	1	2	3	4	5	6	7	8	9
保証料	0.36%~0.152%	0.36%~0.152%	0.36%~0.152%	0.36%~0.152%	0.36%~0.152%	0.36%~0.152%	0.36%~0.152%	0.36%~0.152%	0.36%~0.152%

申込に当たって留意  
・SDGs 貢献型の保証が必要  
・保証・保証料の中心業種 (ISO、業種別) 等の確認、保証料の算定、保証料の支払、保証料の滞り

奈良県信用保証協会

保証支援部 7430-0664 奈良県法務局163-2 TEL 0742-33-0552  
[8~16時] https://www.naragc.or.jp 奈良県信用保証協会

中小企業特定社債保証(SDGs貢献型)

### ③ 全国健康保険協会 奈良支部とSDGsに関する業務連携協定を締結

令和5年3月2日に県内事業者の健康経営への取り組み促進と従業員の健康的な生活の実現及び地域経済社会の持続的な発展に資することを目的に、全国で8例目となる全国健康保険協会(協会けんぽ)との連携協定を締結いたしました。



右 協会けんぽ・全国健康保険協会奈良支部 叡内章良支店長  
左 奈良県信用保証協会 松谷幸和会長



#### ④ 地域貢献

##### (i) 奈良マラソン2022へ団体ボランティアとして参加

令和4年12月11日(日)に開催された「奈良マラソン2022」に、当協会職員14名が団体ボランティアとして、35km地点(南古市)の第11給水所の給水スタッフとして参加しました。



##### (ii) 赤い羽根カレンダーチャリティーへ参加

地域貢献活動×SDGsへの取り組みとして、奈良県共同募金会の『赤い羽根歳末たすけあい新作カレンダーチャリティーバザー』に長年参加し、令和4年度は61点のカレンダーを寄贈いたしました。

当バザーでは、カレンダーの購入金が募金となり、福祉活動や困難な状況におかれた方々への支援に充てられます。



##### (iii) 地域清掃活動

毎月1回、原則第一水曜日の朝に事務所近隣の清掃活動を実施・継続しています。



#### ⑤ 交通安全優良事業所として表彰受賞

9月交通安全協会・奈良県警察より、長年の交通安全研修等への取り組みや無事故無違反200日チャレンジにも参加・達成していることが評価され【近畿管区 近畿交通栄誉賞 交通安全優良事業所】として名誉ある賞を受賞しました。



# 当協会の主な取組み

## 5. IT・電子化の取組み

### ① 認証付電子保証書交付サービスの取扱実施

当協会では、金融機関との間で認証付電子保証書交付サービスの取扱を実施しております。

#### 【現在取扱を行っている金融機関】

南都銀行、奈良中央信用金庫、新宮信用金庫、京都銀行、みずほ銀行、奈良信用金庫、大和信用金庫、関西みらい銀行、紀陽銀行

認証付電子保証書交付サービスとは、セイコーソリューションズ株式会社の「かんたん電子契約サービス」を利用し、当協会が金融機関に対して書面による保証書交付に代えて認証付電子保証書の交付を行うサービスをいいます。

本サービスを利用することにより、保証決定後、金融機関はインターネット経由で即時に保証書の取得が可能となり、中小企業・小規模事業者へのより迅速な融資実行に寄与します。

## 6. その他の取組み

### ① 第三者介入排除、反社会的勢力等の排除

#### (i) 第三者介入を排除

公平・公正・平等な保証審査の確保に努めています。

- ・第三者が介入した保証申込は、一切受け付けいたしません。
- ・信用調査時には第三者の同席、交渉はお断りいたします。
- ・保証審査に関する第三者からの問い合わせにはお答えできません。

#### (ii) 反社会的勢力等の排除

当協会は従来から暴力団、暴力団員等の反社会的勢力の排除に取り組んでおり、平成23年10月に信用保証委託契約書の暴力団排除条項を改正し、排除の強化に努めています。

また、啓もうするためのポスターを掲示し中小企業者や関係機関等に周知を図っています。

### ② 「意見交換会」の開催

奈良県及び保証協会の担当者が参加して、地域の中小企業政策や融資制度等について意見交換を行っています。

### ③ 「外部評価委員会」の開催

協会運営の透明性を一層高めるために外部評価委員会を設置し、年度経営計画の実施状況について評価を受け、その結果はホームページにおいて公表しています。

## ④ 職員の人材育成

### (i) 研修

当協会では、職員の人材育成を重点項目と掲げ、職員の知識、能力の向上を図るため、各種研修を実施しています。なお、令和4年度に実施した内部研修の主なものは次の通りです。

- 「コミュニケーション研修」 講師：南都経済研究所
- 「ハラスメント未然防止研修」 講師：顧問弁護士
- 「コンプライアンス研修」 講師：顧問弁護士
- 「決算書に関する研修」 講師：税理士法人 森田会計事務所
- 「不動産担保評価に関する研修」 講師：大和不動産鑑定（株）
- 「中小企業診断システム（McSS）についての研修」 講師：CRD協会



コンプライアンス研修



ハラスメント研修



不動産担保評価に関する研修

### (ii) 職員表彰制度

協会が目指す方向性や職員に求めるものを可視化することで、組織の活性化・職員のモチベーションを高め、協会全体の業績や生産性の向上につなげることを目的に、職員表彰を行いました。

令和3年度において、「年度経営計画」、「年度KPI」などに設定された目標に基づき、その達成度合いや取り組んだプロセス等を考慮して表彰の選考を行いました。

## ⑤ BCPについて

### (i) 奈良県信用保証協会と滋賀県信用保証協会間でBCP連携協定を締結

奈良県信用保証協会と滋賀県信用保証協会は令和5年1月20日、災害時などのリスクに備えて「BCP対策に係る業務連携協定」（基幹システムに係る代理代表拠点の相互運営に係る業務協定書）を締結いたしました。緊急事態発生時における、両協会の事業継続性を確保することが目的です。

信用保証協会間での代理代表拠点の相互運営は全国初の試みであり、今後とも奈良県信用保証協会・滋賀県信用保証協会、両協会の連携強化を図ることで、緊急事態が発生した場合においても、地域の中小企業、小規模事業者の皆様への支援を滞りなく行えるように努めてまいります。



右 滋賀県信用保証協会 西嶋栄治理事長  
左 奈良県信用保証協会 松谷幸和会長

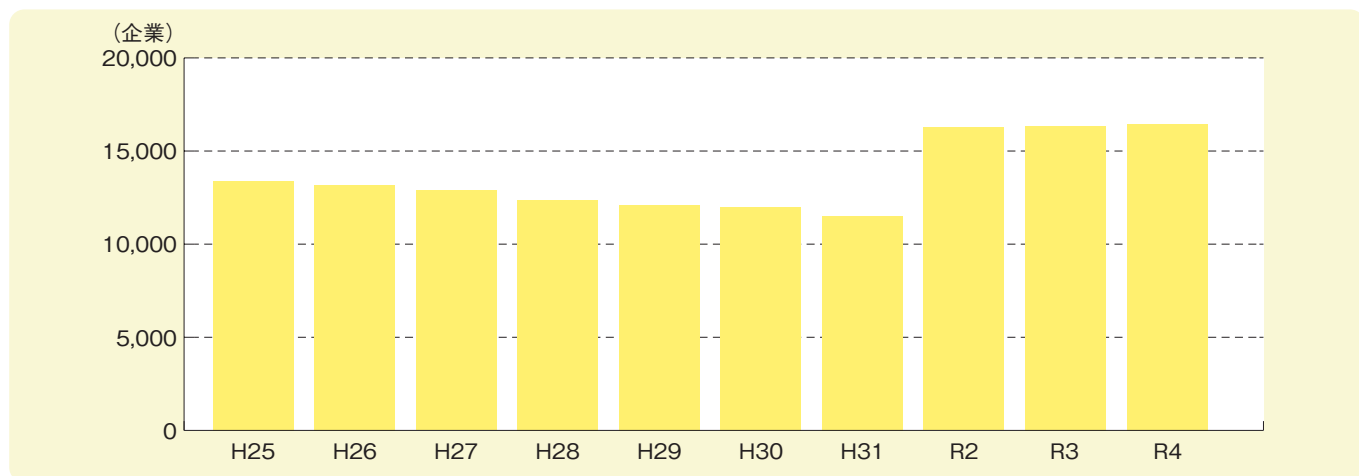
# 信用保証の動向

## 主要項目の推移(直近10年間)

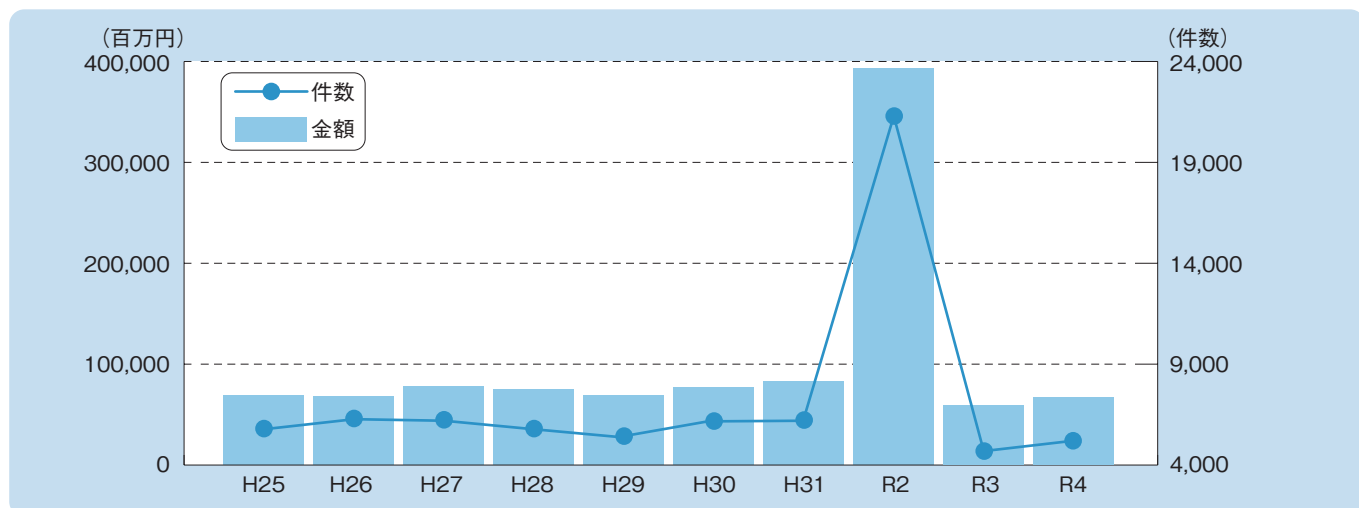
(単位:百万円)

年度	利用企業者数	保証承諾		保証債務残高		代位弁済 (元利計)		実際回収 (元金)
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	金額
H25	13,355	5,757	68,797	26,028	253,446	332	3,742	1,680
H26	13,162	6,260	67,641	26,100	242,382	342	3,588	1,623
H27	12,858	6,175	77,421	24,997	233,661	258	2,669	1,221
H28	12,349	5,782	74,716	23,408	224,328	285	2,852	1,128
H29	12,087	5,375	69,093	22,310	214,299	244	2,936	1,487
H30	11,973	6,145	76,450	21,987	213,558	248	2,814	1,031
H31	11,495	6,182	82,757	21,160	212,495	258	3,216	1,113
R 2	16,255	21,301	393,030	32,205	488,182	173	2,320	1,007
R 3	16,354	4,672	59,780	32,584	466,240	159	2,161	901
R 4	16,423	5,182	67,342	33,439	438,640	266	2,933	591

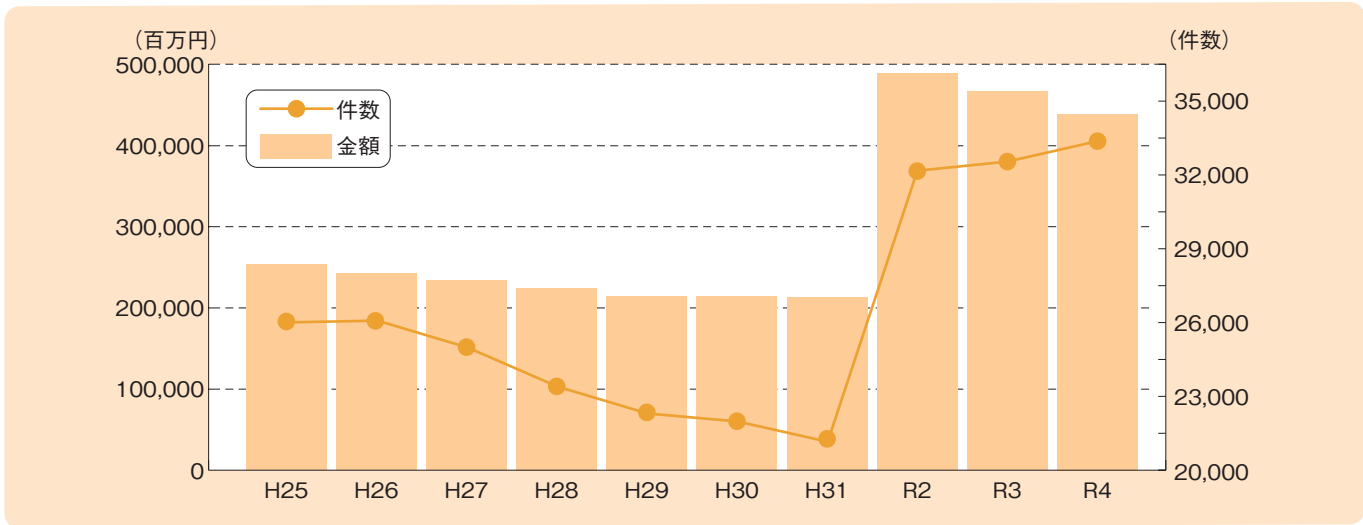
### 利用企業者数



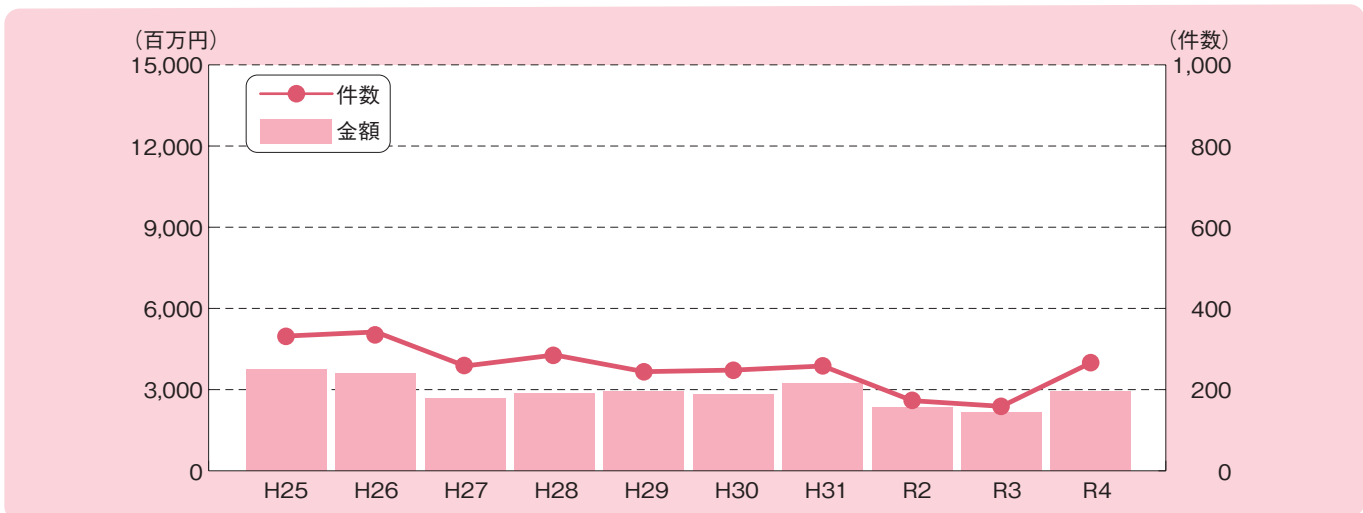
### 保証承諾



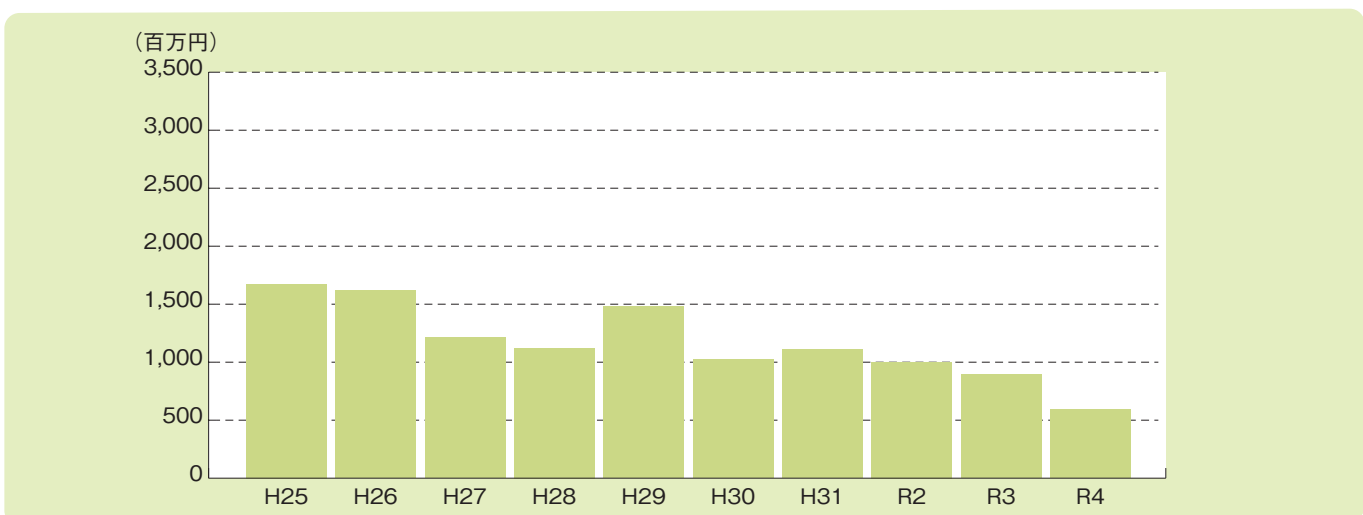
## 保証債務残高



## 代位弁済



## 実際回収



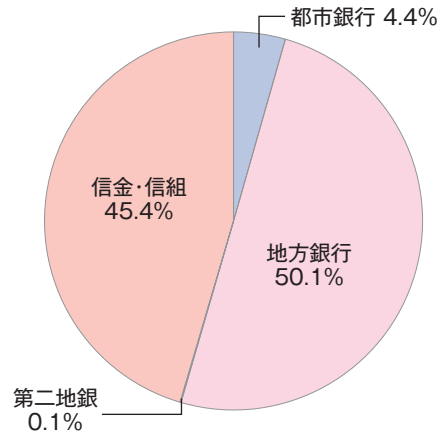
# 信用保証の動向

## 金融機関別保証状況(令和4年度)

### 保証承諾

	件数	金額(百万円)	
			前年度比(%)
都市銀行	96	2,976	106.1
地方銀行	2,086	33,719	119.7
第二地銀	1	50	9.6
信金・信組	2,998	30,596	108.3
政府系	1	2	6.1
合計	5,182	67,342	112.6

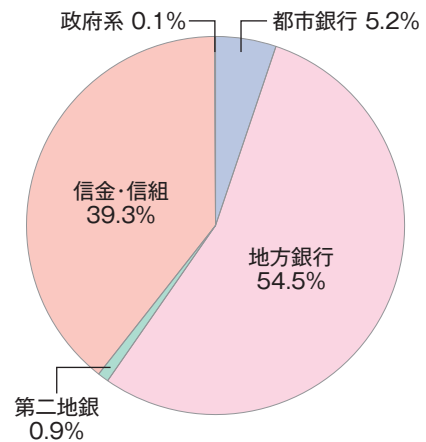
### 金額構成比グラフ



### 保証債務残高

	件数	金額(百万円)	
			前年度比(%)
都市銀行	1,071	22,720	90.0
地方銀行	15,913	238,998	92.9
第二地銀	226	4,139	78.8
信金・信組	16,195	172,416	96.9
政府系	34	368	72.9
合計	33,439	438,640	94.1

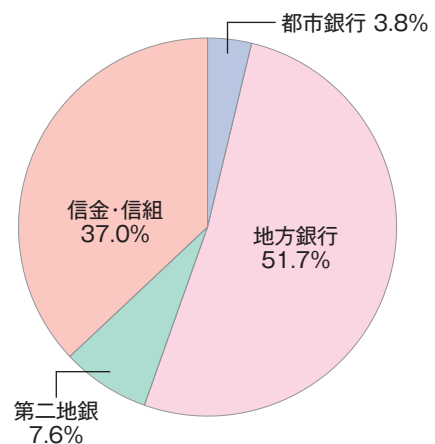
### 金額構成比グラフ



### 代位弁済(元利合計)

	件数	金額(百万円)	
			前年度比(%)
都市銀行	9	110	917.4
地方銀行	123	1,516	133.4
第二地銀	7	222	-
信金・信組	127	1,086	107.8
政府系	0	0	-
合計	266	2,933	135.7

### 金額構成比グラフ



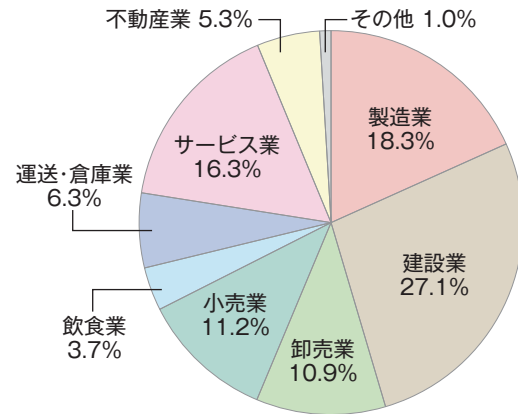
※金額について百万円未満四捨五入しているため、合計は一致しない場合があります。

## 業種別保証状況(令和4年度)

### 保証承諾

	件数	金額(百万円)	
			前年度比(%)
製造業	851	12,309	104.6
建設業	1,338	18,274	117.8
卸売業	436	7,340	127.1
小売業	682	7,563	106.5
飲食業	338	2,463	160.0
運送・倉庫業	185	4,232	103.1
サービス業	1,037	10,949	119.0
不動産業	275	3,570	89.6
その他	40	642	81.1
合計	5,182	67,342	112.6

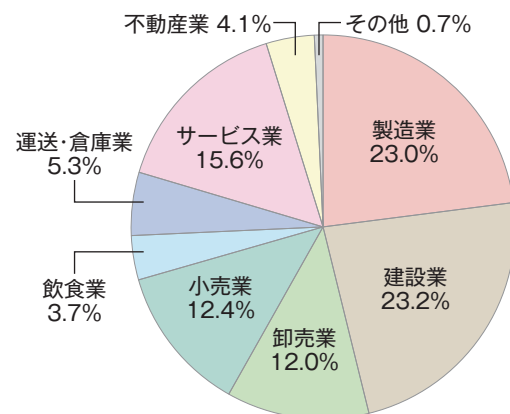
### 金額構成比グラフ



### 保証債務残高

	件数	金額(百万円)	
			前年度比(%)
製造業	6,221	100,773	92.8
建設業	7,739	101,664	94.8
卸売業	3,154	52,725	93.2
小売業	4,380	54,295	92.9
飲食業	2,348	16,355	95.3
運送・倉庫業	1,146	23,317	96.0
サービス業	6,762	68,505	94.4
不動産業	1,357	17,806	97.3
その他	332	3,199	101.8
合計	33,439	438,640	94.1

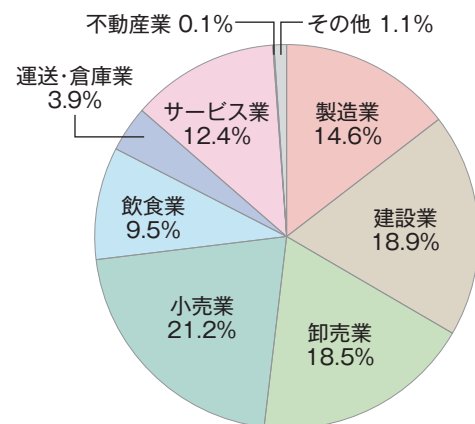
### 金額構成比グラフ



### 代位弁済(元利合計)

	件数	金額(百万円)	
			前年度比(%)
製造業	23	427	59.7
建設業	76	553	124.2
卸売業	38	542	384.5
小売業	38	622	262.1
飲食業	33	278	229.2
運送・倉庫業	12	113	114.2
サービス業	41	365	91.1
不動産業	2	3	-
その他	3	31	3100.0
合計	266	2,933	135.7

### 金額構成比グラフ



※金額について百万円未満四捨五入しているため、合計は一致しない場合があります。

# 2022年度決算

## 収支計算書 令和4年4月1日～令和5年3月31日

(単位:百万円)

### 支出の部

科目	金額
経常支出	2,835
業務費	861
借入金利息	0
信用保険料	1,973
責任共有負担金納付金	0
雑支出	0

経常収支差額	1,617
経常外支出	5,591
求償権償却	2,517
譲受債権償却	0
雑勘定償却	15
有価証券評価損	0
有価証券売却損	0
退職金	0
責任準備金繰入	2,829
求償権償却準備金繰入	228
その他支出	0
経常外収支差額	△ 163
当期収支差額	1,453

### 収入の部

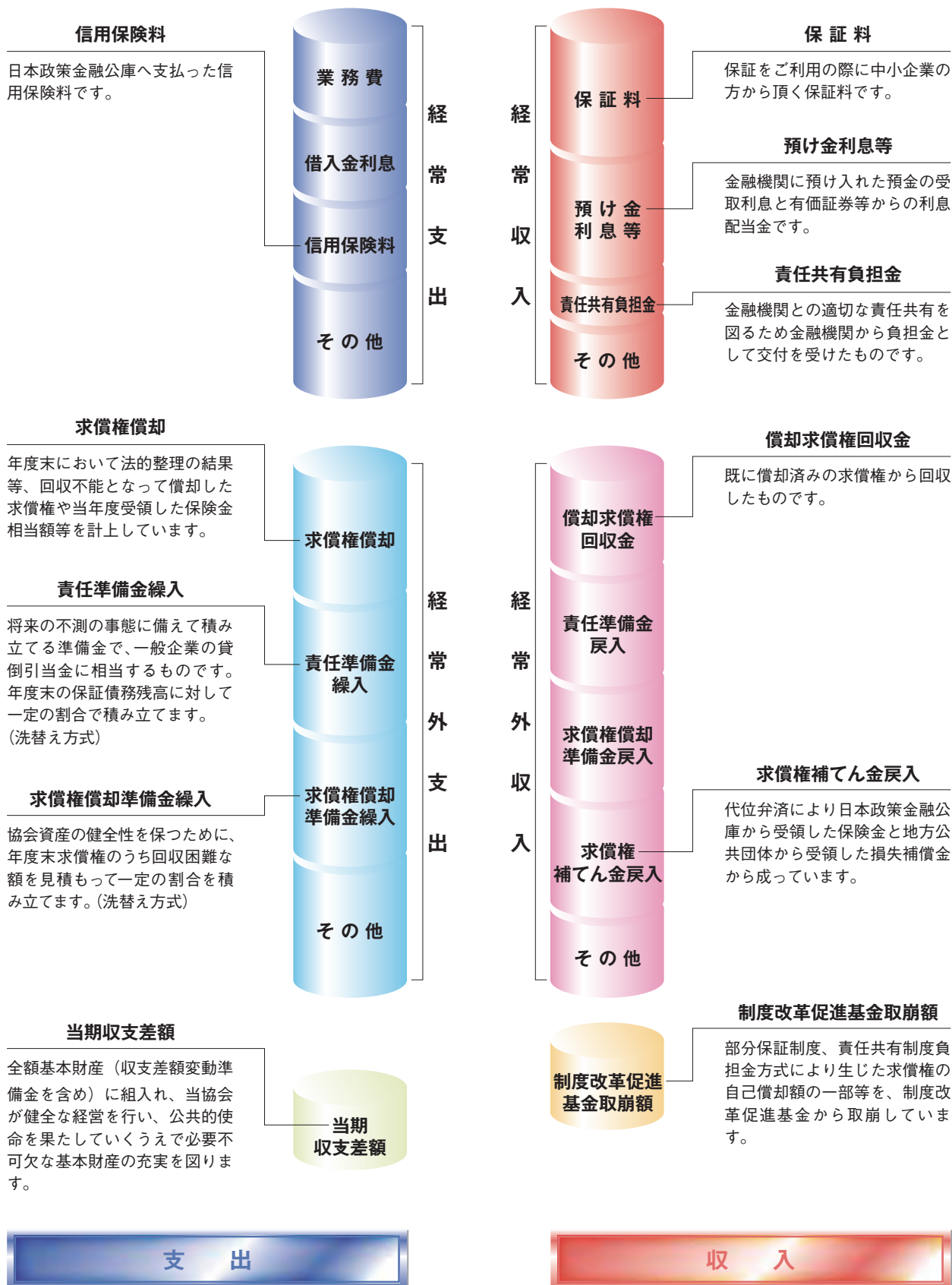
科目	金額
経常収入	4,453
保証料	4,006
預け金利息	2
有価証券利息・配当金	267
延滞保証料	0
損害金	12
事務補助金	14
責任共有負担金	147
雑収入	3

経常外収入	5,427
償却求償権回収金	59
責任準備金戻入	2,977
求償権償却準備金戻入	200
求償権補てん金戻入	2,189
有価証券評価益	0
有価証券売却益	0
補助金	0
その他収入	0
制度改革促進基金取崩額	0
収支差額変動準備金取崩額	0
基本財産繰入額	727

注) 記載金額は百万円未満切り捨てて表示しております。  
そのため合計金額については、合致しない場合があります。



## 収支計算書の用語説明



# 2022年度決算

## 貸借対照表 令和5年3月31日現在

(単位:百万円)

### 借 方

科 目	金 額
現 金	0
預 け 金	12,442
金 銭 信 託	0
有 価 証 券	27,924
そ の 他 有 価 証 券	0
動 産 ・ 不 動 産	478
損 失 補 償 金 見 返	0
保 証 債 務 見 返	438,640
求 償 権	883
譲 受 債 権	0
雑 勘 定	812
<b>合 計</b>	<b>481,181</b>

### 貸 方

科 目	金 額
基 本 財 産	21,624
基 金	3,987
基 金 準 備 金	17,637
制 度 改 革 促 進 基 金	0
収 支 差 額 変 動 準 備 金	10,032
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	77
責 任 準 備 金	2,829
求 償 権 償 却 準 備 金	228
退 職 給 与 引 当 金	671
損 失 補 償 金	6
保 証 債 務	438,640
求 償 権 補 て ん 金	0
借 入 金	0
雑 勘 定	7,070
<b>合 計</b>	<b>481,181</b>

注) 記載金額は百万円未満切り捨てて表示しております。  
そのため合計金額については、合致しない場合があります。

## 財産目録 令和5年3月31日現在

(単位:百万円)

### 資 産

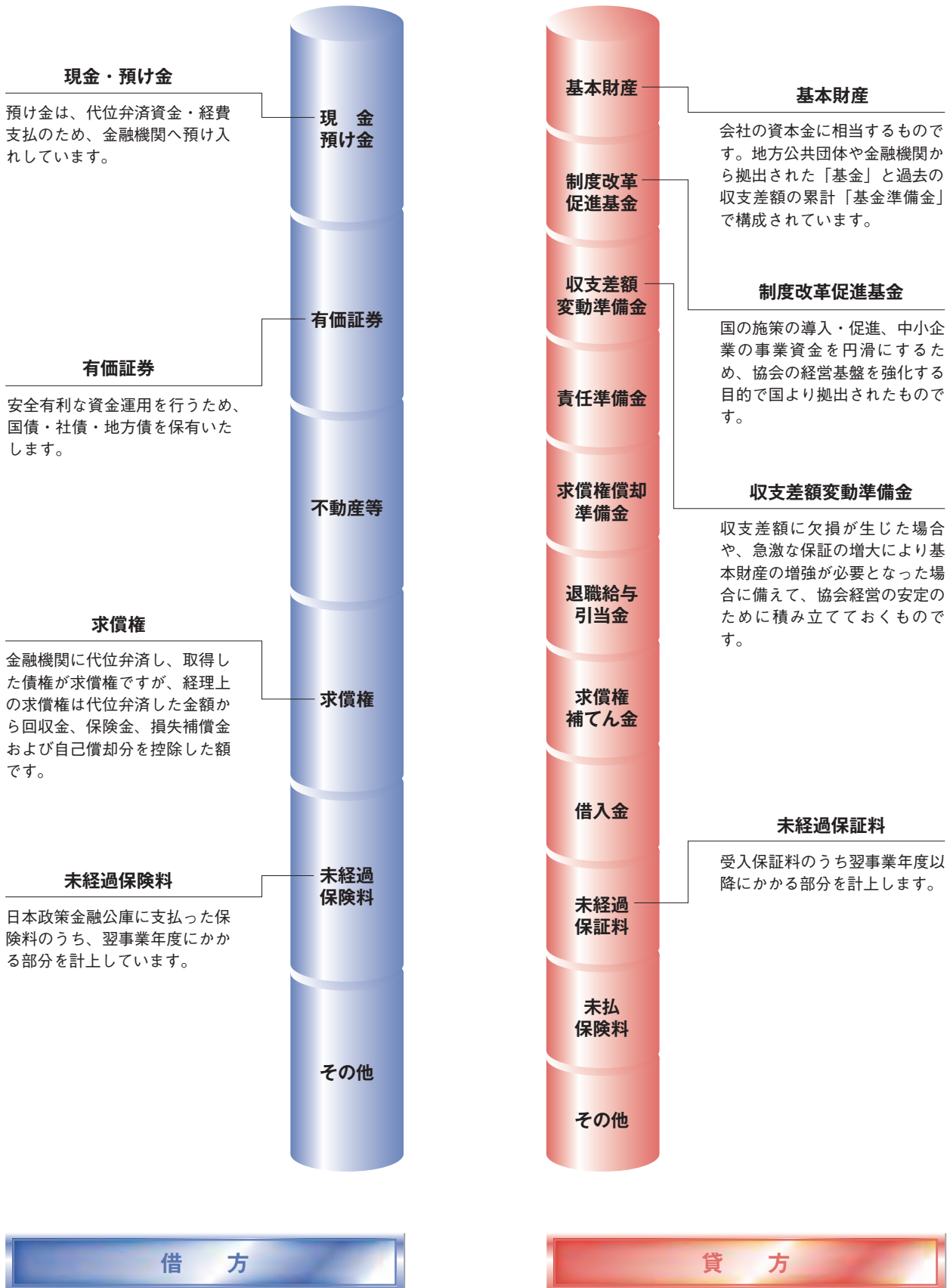
科 目	金 額
現 金	0
預 け 金	12,442
金 銭 信 託	0
有 価 証 券	27,924
そ の 他 有 価 証 券	0
動 産 ・ 不 動 産	478
損 失 補 償 金 見 返	0
保 証 債 務 見 返	438,640
求 償 権	883
譲 受 債 権	0
雑 勘 定	812
<b>合 計</b>	<b>481,181</b>

### 負 債

科 目	金 額
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	77
責 任 準 備 金	2,829
求 償 権 償 却 準 備 金	228
退 職 給 与 引 当 金	671
損 失 補 償 金	6
保 証 債 務	438,640
求 償 権 補 て ん 金	0
借 入 金	0
雑 勘 定	7,070
<b>合 計</b>	<b>449,524</b>
<b>正 味 資 産</b>	<b>31,656</b>

注) 記載金額は百万円未満切り捨てて表示しております。  
そのため合計金額については、合致しない場合があります。

## 貸借対照表の用語説明



# 信用保証業務の概要

## 1. 信用保証をご利用いただける方

### 企業規模

法人の場合

資本金や従業員のうち、いずれか一方が下記の条件に該当していればご利用いただけます。

個人事業主の場合

常時使用する従業員が下記の条件に該当していればご利用いただけます。

業 種	資 本 金	従業員数
製造業等(建設業・運輸業含む)	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業 自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに 工業用ベルト製造業を除く	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
医療法人等	—	300人以下

- 1 家族従業員、臨時の使用人、会社の役員は従業員に含みません。
- 2 組合の場合は当該組合が保証対象事業を営むこと、又はその構成員の2/3以上が保証対象事業を営んでいれば申込み可能です。
- 3 資本金が上表の要件を超えている法人で、かつ、従業員が9割を超えている場合(《例》製造業においては271人)は別途従業員確認資料(※)が必要となります。  
※従業員は、「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書」により確認を行います。  
ただしこれにより難しい場合は、「貸金台帳」「健康保険・厚生年金被保険者報酬月額算定基礎届総括票」(提出先:日本年金機構事務センター)、「法人の事業概況説明書」(提出先:税務署)等の公的機関に提出する書類で確認します。
- 4 医療法人等とは医療法人及び医業を主たる事業とする社会福祉法人、一般財団法人又は一般社団法人をいいます。
- 5 有限責任事業組合(LLP)、宗教法人及び学校法人は保証の対象にはなりません。
- 6 平成27年10月1日から特定事業を行う中小規模のNPO法人が、信用保証制度を活用した融資を利用できるようになりました。
- 7 製造業等には、建設業、運送業、不動産業、倉庫業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅行業などを含みます。  
(倉庫業の中の「物品預かり・駐車場業」は、常用従業員数100人以下、資本金5千万円以下となります)

### 営業経歴

現に事業を営んでいる中小企業者であればご利用いただけます(但し制度により営業経歴を定めているものもあります)。

### 営業住所

個人事業主の場合

奈良県内に住所又は事業所等がある場合は保証の対象となります。

法人の場合

奈良県内に本店または事業所を有する方が対象です。

本店の所在地や支店登記の有無にかかわらず、奈良県内において事業を行っている方を対象とし、法人の本店が単なる登記上の住所地のみで、事業の実態がない場合は保証の対象となりません。

**業 種** ほとんどの業種が対象になりますが、一部ご利用いただけない業種があります。

非対象業種	具体的な業種事例
農 業	果樹栽培、きのこ製造（菌床栽培方式で工場の生産設備を有する場合は除く）、養鶏、養豚、養蜂、ブリーダー（犬の飼育業）など
林 業	育林、育林請負業等（素材生産および素材生産サービス業を除く）
漁 業	全業種
宗教・その他	宗教団体、政治・経済・文化団体 など
集金・取立業	公共料金に関する集金・取立業を除く

◆酪農（生乳生産）・養豚・養鶏・肉牛肥育・しいたけ栽培・きのこ類栽培・金魚養殖・淡水魚養殖業については、当協会では特別に保証対象としています。この場合は1企業者2,000万円を保証限度とし、担保の設定を原則とします。なお、取扱金融機関は、無保険保証取扱に係る「契約書」を締結している金融機関が対象となります。

◆令和2年5月15日より信用保証対象業種が拡大されています。

・風俗営業に係る飲食店等

「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律」(昭和23年法律第122号)第3条第1項(風俗営業の許可)の適用を受けた飲食店(公序良俗に反するなど社会的に批判を受けるおそれのあるものを除きます。)

※風営法第2条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する営業許可証の確認が必要となります。

※性風俗関連特殊営業については引き続き信用保証対象外となります。

・場外車券・馬券・舟券売場、競走場等

競輪・競馬等の競走場、競技団、場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業等

・パチンコホール等

ぱちんこ屋(パチンコ、パチスロ)、パチンコホールに準ずるもの

※風営法第2条第1項第4号及び第5号のいずれかに該当する営業許可証の確認が必要となります。

・上記以外

興信所(専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る)、易断業、観相業、相場案内場(けい線屋)、芸ぎ業(置屋及び検番を除く)、芸ぎ周旋業

**許認可** 許認可等が必要な業種を営む方は、その許認可を受けていることが要件となります。

**資金使途** 事業経営に必要な運転資金と設備資金を対象にしています。生活資金、住宅資金、投機資金などは対象となりません。

### 次に該当する場合は、信用保証を利用することができません。

- ・法令に違反し、または著しく公序良俗に反すると認められる場合
- ・税金、社会保険料を滞納し、完納の見通しが立たない場合
- ・信用保証協会(他協会を含む)の代位弁済に対する債務の履行が終わっていない場合(※)
- ・銀行取引停止中(第一回目の不渡発生後6か月以内を含む)の場合
- ・保証協会の保証付債権、または金融機関のプロパー債権について延滞等の債務不履行がある場合
- ・破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理等の法的手続中のもの
- ・休眠会社
- ・信用保証委託契約書の「反社会的勢力の排除」の条項に該当する場合
- ・その他、信用保証協会が不適当と認めた場合

※再生支援案件として当協会が認めた場合については取扱いが可能です。

# 信用保証業務の概要

## 2. 信用保証料率について

信用保証料は、信用保証協会と中小企業者との信用保証委託契約に基づき、信用保証協会の保証をご利用いただく対価としてお支払いいただくもので、信用保証協会は、日本政策金融公庫に支払う信用保険料のほか、信用保証制度を運営する上で必要な費用に充当するものです。

信用保証料は、原則、融資実行時に全額を一括でお支払いいただきます。

但し、保証期限前に繰上償還により借入金を完済された場合など、当協会の規程により信用保証料の一部を返戻することがあります。

### 保証料率の決まり方

平成18年4月より、それまで原則として一律であった保証料率を、中小企業者の方の経営状況に応じて9段階の料率体系としております。

保証料率については、お客様の財務諸表(貸借対照表、損益計算書)の情報を「中小企業信用リスク情報データベース(略称:CRD)」により評価し、その他外部要件を加味したうえで総合的に決定いたします。

#### 中小企業信用リスク情報データベース(CRD)とは

平成13年3月、中小企業庁の発案により、中小企業金融の円滑化を支援することを目的に創設された中小企業に関する日本最大のデータベースで、全国51の信用保証協会をはじめ、金融機関など約180の機関が会員となっております。

CRDには、日本全国の300万社以上の中小企業の財務データが保有されております。このデータに基づき、皆さまの企業の信用リスクが計算されます。

### 保証料率

	1	2	3	4	5	6	7	8	9
責任共有基本保証	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
責任共有特殊保証	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39
責任共有外基本保証	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50

※特殊保証とは、当座貸越・事業者カードローン・手形割引根保証のことです。

#### ●保証料割引制度について

##### 有担保割引

不動産担保の提供がある場合、一部の制度を除き0.1% (制度により0.02%)の割引を行います。

##### 中小企業会計割引

会計参与設置会社に対しては、0.1%の割引を行います。

- 保証料弾力化の対象となる場合の基本的な保証料率です。
- 地方公共団体の制度保証、小口零細企業保証制度等については、保証料率が異なります。
- 平成19年10月より導入された責任共有制度により、表示方法を「保証金額の〇〇%」から「融資金額に対して〇〇%」へ変更しております。

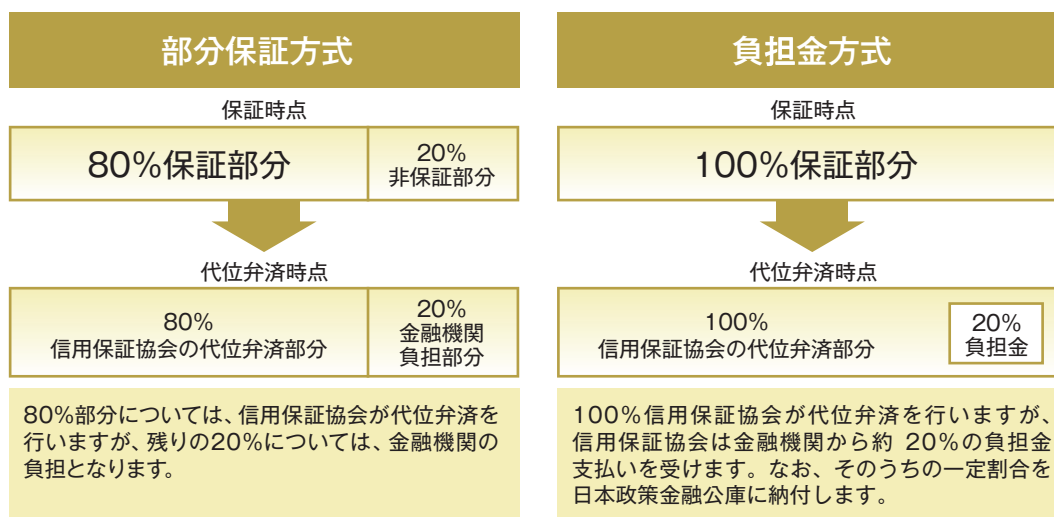
### 3. 責任共有制度について

信用保証協会の保証付融資について、信用保証協会と金融機関が適切な責任共有を図り、両者が連携して、中小企業の皆さまの事業意欲等を継続的に把握し、融資実行およびその後における経営支援や再生支援といった中小企業の皆さまに対する適切な支援を行うこと等を目的に、「責任共有制度」が平成19年10月より導入されております。

従来は、お客様の借入金額に対して信用保証協会が100%保証を行っていましたが、制度導入後は、一部の保証制度を除いて80%保証となります。

部分保証方式は、個別貸付金の80%（一部の保証を除く）を信用保証協会が保証し、負担金方式は、保証時点では100%保証ですが、代位弁済状況に応じて、金融機関は信用保証協会に対し負担金を支払うことにより、部分保証と同等の負担を負うこととなっています。

なお、中小企業特定社債保証制度、流動資産担保融資保証制度は、金融機関の選択方式に係わらず部分保証となっています。



原則すべての保証が責任共有の対象となりますが、一部例外的に除外される制度があります。具体的には次の保証制度が責任共有制度の対象外となっています。

- 1) 経営安定関連保証(県セーフティネット保証) 1号～4号・6号
- 2) 災害関連保証
- 3) 創業関連保証(支援創業関連保証及び再挑戦支援保証を含む)
- 4) 特別小口保険に係る保証
- 5) 事業再生保証
- 6) 小口零細企業保証
- 7) 求償権消滅保証
- 8) 中堅企業特別保証
- 9) 東日本大震災復興緊急保証
- 10) 経営力強化保証制度(県経営改善支援資金)※
- 11) 事業再生計画実施関連保証制度(県再生支援融資保証)※※
- 12) 危機関連保証(県大規模経済危機等対策資金)

※ 「責任共有制度の対象除外となる信用保証協会の保証付きの既往借入金(平成19年9月30日以前に信用保証協会が申込受付した保証であって保証割合が100%の保証を含む)」を「経営力強化保証制度」で借り換える場合であって、信用保証協会の保証付の既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限りします。

※※ 「責任共有制度の対象除外となる信用保証協会の保証付きの既往借入金(平成19年9月30日以前に信用保証協会が申込受付した保証であって保証割合が100%の保証を含む)」を「事業再生実施関連保証制度」で借り換える場合であって、信用保証協会の保証付の既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限りします。

# 信用保証業務の概要

## 4. 主な保証制度(令和5年4月1日現在)

	保証制度名	制度の内容
協会制度	一般保証	通常の保証制度
	夏季特別・年末特別 夏季特別保証一括・年末特別保証一括	夏季・年末の資金が必要な方
	創業関連保証	新規開業、分社化で資金が必要な方
	スタートアップ創出促進保証	新規開業、分社化で資金が必要な方向けの経営者保証不要制度
	特定社債保証	社債（私募債）の発行により資金調達をお考えの方
	中小企業特定社債（SDGs貢献型）	SDGsに貢献する取組みを継続的に行っている、又は行おうとしている方で、社債（私募債）の発行により資金調達をお考えの方
	改善サポート（事業再生計画実施関連保証）	認定支援機関との連携で経営の強化や経営の再建を図る方
	事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）	新型コロナウイルス感染症による影響を受け、産業競争力強化法に規定する認定支援機関の連携で経営の再建を図る方
	条件変更改善型借換保証	既往保証で条件変更による返済緩和を行っているものの、金融機関及び認定支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画を策定して借換による金融の正常化を図る方
	無担保パワフル	企業格付けをもとに、当協会の定めた審査基準に該当し、取扱金融機関において償還能力があると認めた法人
	デラックス100	経営に必要な資金を安定的に供給し、事業振興に寄与していきたい法人
	タイアップ50	協会と金融機関が協調し、資金繰りの安定と発展をサポートしていきたい法人
	アドバンス当座貸越	経営に必要な資金を反復継続的かつ安定的に供給していきたい方
	集約ローン20	超長期の分割返済により、既往借入金の借換及び新たな事業資金を供給することで資金繰りの円滑化を図る方
	事業性評価保証（コラボ）	金融機関において事業性評価を実施している方
	短期継続保証	継続した短期資金を供給することで資金繰りの安定化を図りたい方
	ロングラン20	堅実な経営を営み長期的展望を持つ方
	すたーとカード タイムリー保証	経営に必要な資金を反復継続的かつ安定的に供給していきたい創業者の方 経営の維持・発展のためのスピーディーな事業資金を必要とする方
	SDGs推進保証	SDGsに貢献する取組みを継続的に行っている、又は行おうとしている方で、安定した経営の強化を図りたい方
奈良県制度	経営強化資金	事業資金を必要とする方
	創業支援資金利用者	過去に県制度融資の「創業支援資金」を利用した方で、創業後5年未満の方
	小規模企業者支援資金	小規模事業者で事業資金を必要とする方
	商工会議所・商工会特別枠	
	小規模企業者支援資金（事業承継枠） 認定支援機関等特別枠	
	地域産業振興資金	地域産業事業者で事業資金を必要とする方
	チャレンジ応援資金	新たな事業の展開や設備導入等をお考えの方
	認定枠（奈良の木枠含） 小規模企業枠	
	創業支援資金	新規開業、分社化で資金が必要な方
	離職者等起業促進支援	
	認定特定創業支援	
	認定枠	
	南部・東部枠	
	飲食店認定枠	
	宿泊施設認定枠	
	女性・若者・シニア・U I J ターン創業支援資金	
	地域未来投資促進資金	付加価値額の向上が期待できる事業の投資を実施する方
	新エネルギー等対策資金	再生可能エネルギーを活用する施設等や省エネルギーに資する設備等を導入する方
	県改善サポート（再生支援融資保証）	産業競争力強化法に規定する認定支援機関の連携で経営の再建を図る方
	経営環境変化・災害対策資金	経営の環境変化に対応するための事業資金を必要とする方
経営安定関連保証（セーフティネット保証）	売上低下、取引先の倒産等で経営の安定に支障が生じている方	
伴走支援型特別保証	新型コロナウイルス感染症による影響に対応したい方	

※上記以外にも、各市町村の融資制度があります。



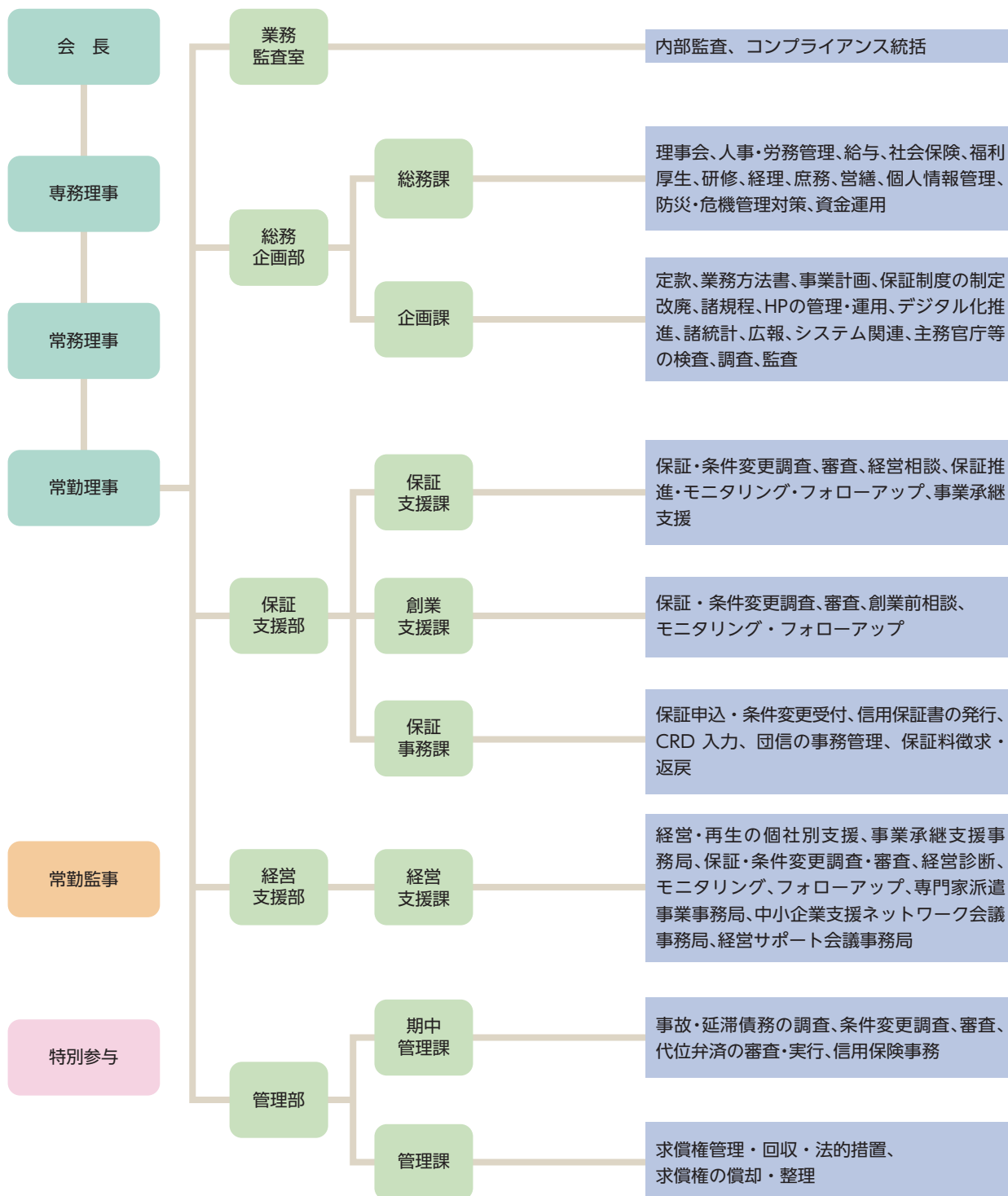
保証限度額	資金使途	保証期間	保証料率（年率）	借入利率（年率）	
2億8,000万円	運転・設備 運転設備	運転：10年以内 設備：15年以内 運設：15年以内	0.45%～1.90% 手割：0.39%～1.62%	金融機関所定利率	
1,500万円	運転	5年以内	0.35%～1.80%		
1,000万円	運転	1年以内			
3,500万円	運転・設備 運転設備	10年以内	1.00%		
3,500万円	運転・設備 運転設備	10年以内	1.20%		
5億6,000万円	運転・設備 運転設備	2年以上7年以内	0.45%～1.90% (2021年3月31日当協会受付 分まで20%割引)		
5億6,000万円	運転・設備 運転設備	2年以上7年以内	0.36%～1.52%		
2億8,000万円	運転・設備 運転設備	15年以内	0.80%（借換1.00%）		
2億8,000万円 (組合は4億8,000万円)	運転・設備 運転設備	一括 1年以内 分割 15年以内	0.80%および1.00%		
2億8,000万円	運転・運転設備	15年以内	0.45%～1.90%		
2億8,000万円	運転	10年以内	0.45%～1.35% (負担金 0.35%～1.05%)		
1,000万円～1億円	運転	3年以内	0.35%～1.05%		
2億8,000万円	運転・設備 運転設備	10年以内	0.35%～1.25% (新規先0.25%～1.15%)		
2億円	運転設備	2年以内	0.39%～0.68%		
2億8,000万円	運転	20年以内	0.45%～1.90%		
2億8,000万円	運転・設備 運転設備	15年以内	0.35%～1.80%		
2億8,000万円	運転	2年以内	0.35%～1.80%		
2億8,000万円	運転・設備 運転設備	20年以内	0.40%～1.71%		
300万円	運転設備	1年以内	0.29%～1.52%		
6,000万円	運転	10年以内	0.40%～1.71%		
3,000万円	運転・設備 運転設備	10年以内	0.36%～1.52%		
5,000万円	運転・設備 運転設備	10年以内	0.45%～1.56% 0.45%～0.80%		所定枠：金融機関所定 固定枠：2.075%
2,000万円	運転・設備 運転設備	10年以内	0.23%～1.59%		所定枠：金融機関所定 固定枠：1.575%
			0.21%～1.44%		
			0.23%～1.59% 0.21%～1.44%		
5,000万円	運転・設備 運転設備	10年以内	0.18%～1.29%		所定枠：金融機関所定 固定枠：1.575%
2億8,000万円 (運転は8,000万円以下かつ設 備資金の1/3以下)	運転・設備 運転設備	運転：10年以内 設備：15年以内 運設：15年以内	0.00%～1.20%		金融機関所定利率
5,000万円（運転は設備資金 の1/3以下）			0.00%	0.00% 所定枠：金融機関所定 固定枠：1.775%	
3,500万円	運転・設備 運転設備	7年以内	0.80%	1.575%	
1,500万円			0.00%	0.00%	
2億8,000万円 (運転は8,000万円)	運転・設備 運転設備	運転：7年以内 設備：15年以内	0.00%	金融機関所定利率	
2億8,000万円	設備	15年以内	0.00%～0.96%	金融機関所定利率	
5,000万円	運転・設備 運転設備	15年以内	0.60%（借換0.80%）	1.75%	
5,000万円	運転・設備 運転設備	7年以内	0.45%～1.56%	所定枠：金融機関所定 固定枠：5年以内 1.700% 5年超 1.750%	
5,000万円	運転	7年以内	1～4・6号：0.70% 5・7・8号：0.63%	所定枠：金融機関所定 固定枠：5年以内 1.700% 5年超 1.750%	
1億円	運転・設備 運転設備	一括 1年以内 分割 10年以内	4・5号：0.85%および1.05% (事業者負担0.2%) 一般：0.20%～1.15%	金融機関所定利率	

# 役員名簿

(敬称略)  
令和5年7月3日現在

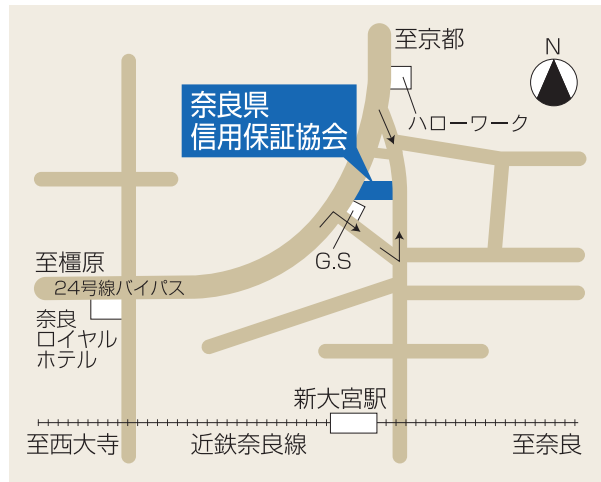
役名	氏名	備考
会長	松谷 幸和	常勤
専務理事	中野 佳人	常勤
常務理事	近藤 朗	常勤
常勤理事	西垣 訓啓	常勤
理事	大川 哲也	非常勤 商工組合中央金庫 奈良支店長
同	菊澤 竜一	同 奈良信用金庫 理事長
同	高田 知彦	同 奈良中央信用金庫 理事長
同	出口 武男	同 奈良県中小企業団体中央会 特別顧問
同	中垣 人美	同 奈良県銀行協会 専務理事
同	中村 正徳	同 大和信用金庫 理事長
同	橋本 隆史	同 南都銀行 取締役頭取
同	平岩 光顕	同 りそな銀行執行役員 奈良地域担当
同	榊井 博	同 奈良県商工会連合会 専務理事
同	松井 正剛	同 奈良県市長会 代表
同	峯川 郁朗	同 奈良県商工会議所連合会 常任幹事
同	森本 壮一	同 奈良県 産業・観光・雇用振興部長
同	和田 哲也	同 三菱UFJ銀行 奈良支店長
監事	米田 昌司	常勤
監事	川崎 祥記	非常勤 弁護士
監事	森田 洋平	非常勤 公認会計士

令和5年4月1日現在



# 事務所のご案内

## ■奈良県信用保証協会



所在地 〒630-8668 奈良市法蓮町163-2

総務企画部		
総務課	TEL.0742-33-0551	FAX.0742-35-4501
企画課	TEL.0742-33-0548	
保証支援部		
保証支援課	TEL.0742-33-0710	FAX.0742-33-0553
創業支援課	TEL.0742-33-3520	
保証事務課	TEL.0742-33-0552	
経営支援部		
経営支援課	TEL.0742-33-0559	FAX.0742-33-6606
管理部		
期中管理課	TEL.0742-33-0555	FAX.0742-33-3883
管理課	TEL.0742-33-0554	
業務監査室	TEL.0742-33-0512	FAX.0742-33-6606
高田相談室 ※毎週木曜日 (木曜日が祝日の場合は翌営業日)	TEL.0745-22-9551	FAX.0745-22-9558

夢をかなえる自分に

ナラネバ

NARA NEVER stops

発行：2023年7月

奈良県信用保証協会 総務企画部

表紙：御杖村 岡田の谷の半夏生園



企業とともに未来を拓く

奈良県信用保証協会

<https://www.nara-cgc.or.jp>

奈良県信用保証協会 |

